

都留市公共施設白書

【本編】



平成27年3月
都留市

都留市公共施設白書【要約】

人口推計について

・人口は平成 12 年度の国勢調査時の 35,513 人をピークに、既に減少に転じています。平成 72 年には、**高齢者人口は 30%以上、人口は 18,042 人**と推計されています。

財政状況について

・平成 21 年度から平成 25 年度の普通会計決算額は 125 億円から 130 億円前後を推移しています。歳入の根幹である市税収入の大きな伸びが期待できないことや、歳出では、扶助費の増加傾向などにより、**将来的に公共施設等に投資できる金額も限られてくる**ものと推測されます。

公共施設等の保有状況について

・公共施設の保有状況は、延床面積で 15 万 8748.37 m²となっており、市民一人あたり 5.01 m²となっています。そのうち大規模改修の目安となる**築 30 年以上の公共施設は、床面積で全体の約 43%**にのぼり、**10 年後には約 70%**と急増します。道路や橋梁などのインフラも老朽化が進んでおり、整備年度が不明なものも多く、**正確に状況を把握できていない現状**です。

公共施設等にかかる将来費用について

・公共施設等にかかる将来費用の負担が非常に大きくなり、平成 21 年度から平成 25 年度までの投資的経費の平均額を大幅に上回ることから、**現在の公共施設等を全て維持し続けることは難しい**状況です。将来 40 年間の更新費用の合計は**約 1155.6 億円**となり、**毎年約 6.1 億円、40 年間で約 243.6 億円不足**する試算結果となりました。

公共施設白書から見える課題について

- ・公共施設等の老朽化と更新需要の増大
- ・世代構成や社会情勢の変化によるニーズの変化
- ・公共施設等に充当できる財源の限界

これらを踏まえ、公共施設等の総合的かつ計画的な管理を推進することを目的として…

公共施設等総合管理計画の策定（平成 27 年度）

はじめに

1. 公共施設白書の位置づけ P.1
2. 公共施設白書策定の基本的な考え方 P.2
3. 推計する期間 P.2

第1章 都留市の概要

1. 位置、面積
 - (1) 位置と地勢 P.3
 - (2) 面積 P.3
2. 人口
 - (1) 本市全体の人口推移と推計 P.4
 - (2) 地域別の人口推移と推計 P.6
3. 財政状況
 - (1) 歳入・歳出の状況 P.8
 - (2) 投資的経費の状況 P.10

第2章 公共施設白書で対象とする公共施設等

1. 対象とする公共施設等の範囲 P.11
2. 対象とする公共施設の取扱い
 - (1) 建物を主体とする公共施設の取扱い P.12
 - (2) 土地を主体とする公共施設の取扱い P.12
3. 対象とする公共施設等の分類 P.13

第3章 公共施設等の現状把握

1. 公共施設等の設置状況
 - (1) 保有数量
 - ①公共施設 P.15
 - ②道路 P.19
 - ③橋梁 P.20
 - ④上水道施設（水道管） P.21
 - ⑤下水道施設（管渠） P.22
2. 公共施設の管理運営状況
 - (1) 利用状況と運営コスト P.23
 - (2) 耐震化の状況 P.27
 - (3) 避難所の指定状況 P.30
 - (4) 土砂災害警戒区域、特別警戒区域の状況 P.31

(5) 指定管理者制度の導入状況	P.34
第4章 公共施設等の更新と財政上の課題	
1. 将来費用の試算	
(1) 公共施設	P.36
(2) 道路	P.38
(3) 橋梁	P.40
(4) 上水道施設	P.42
(5) 下水道施設	P.44
(6) 全体	P.46
第5章 公共施設白書から見える課題	
1. 公共施設等における課題	
(1) 公共施設等の老朽化と更新需要の増大	P.47
(2) 世代構成や社会情勢の変化によるニーズの変化	P.47
(3) 公共施設等に充当できる財源の限界	P.47
2. 公共施設の再編に関するアンケート結果	P.48
3. 今後の取組（公共施設等総合管理計画）について	P.50

※公共施設白書内の表記について

「公共施設」…建物を主とした、いわゆるハコモノと、土地を主とした公園などの施設のこと

「公共施設等」…上記「公共施設」にインフラ（道路・橋梁・上水道施設・下水道施設）を含めたもの

端数処理について

表などに掲載している数値は、基本的に四捨五入により端数処理を行っているため、合計額などが一致しない場合があります。

はじめに

1. 公共施設白書の位置づけ

これまで、本市の庁舎、小中学校、スポーツ施設等の公共施設や上下水道、道路、橋梁などのインフラの多くは、高度経済成長や生活様式の多様化等を背景とした市民ニーズに対応するため、昭和 50 年以降に集中的に建設され、それらの施設は建設後 30 年以上を経過し、老朽化が一斉に進んでいます。

また、既存公共施設の中には、建設当初と比べ、市民ニーズの変化に伴い、利便性が低くなっているものも見受けられます。

一方で、少子高齢化による人口減少の時代を迎え、高齢者社会福祉費の増加や税収の落ち込みが予想され、公共施設への投資力が更に低下し、このままでは現状どおりに公共施設を維持・更新していくことが、極めて困難な状況となります。

このため、公共施設における維持更新費用を算出し、施設の存廃をも含めた今後のあり方や維持管理に関し、長期的に施設の更新・統廃合・長寿命化等を検討していく前段として、早急に施設の全体状況を把握するため「公共施設白書」を策定しました。

この公共施設白書は、市全体の財政状況及び資産状況を勘案した上で、将来の公共施設の改修、建替えに係る費用の推計を行い、施設ごとに利用状況、運営状況、老朽化の状況等を「見える化」することで、公共施設の実態を横断的に把握しようとするものです。

さらに、平成 26 年 4 月 22 日付にて総務大臣から各地方公共団体へ策定要請のあった「公共施設等の総合的かつ計画的な管理の推進について」における「公共施設等総合管理計画」の策定に向けた基礎資料となるものであり、今後は、この公共施設白書をもとに、公共施設等の将来的なあり方に関する計画（公共施設等総合管理計画、再配置計画）の策定につなげていくこととなります。

2. 公共施設白書策定の基本的な考え方

本白書は、庁舎、小中学校、スポーツ施設等の公共施設と道路、橋梁、上下水道等のインフラについて、各担当課で作成する「施設状況調査票」をもとにデータの集計を行い、公共施設の現状を整理しました。

また、将来的な更新費用の推計を実施するため、人口推計（総人口、年代別人口、地域別人口）と、施設の維持管理に必要な財源推計も併せて行っています。

さらに、公共施設の在り方を広く公表し、市民コンセンサスを得る必要があることから「見える化」を徹底し、分かりやすい内容となるように努めました。

3. 推計する期間

本白書で行う更新費用の推計については、平成 26 年度から平成 65 年度の 40 年を想定し、その積算は地域総合整備財団が作成した公共施設更新費用推計ソフトを活用しています。

本白書のデータをもとに策定予定である公共施設等総合管理計画の内容は、公共施設等に関し、「更新」、「統廃合」、「長寿命化」を進め、財政負担の軽減化と公共施設等の最適配置を目的にしているものです。

この公共施設等総合管理計画については、平成 26 年 4 月 22 日に総務省から各自治体へ策定要請があり、同時に指針が示されています。この指針では、公共施設等の将来の見通しにおける期間については、できるだけ長期間であることが望ましく、人口推計等についても 30 年程度が望ましいとされたことを踏まえたうえで、今後の都留市長期総合計画の策定スケジュールを勘案しながら、想定する期間を決定することを予定しています。

第1章 都留市の概要

1. 位置、面積

(1) 位置と地勢

本市は、山梨県の東部（東経 138° 54′ 北緯 35° 33′ ）にあり、都心から約 90km、県都甲府市より約 50km の距離に位置しています。

周囲は 1,000m 級の美しい山々に囲まれ、北東側が大月市に、西側で富士河口湖町から西桂町・富士吉田市に、東南側で上野原市、南側で道志村とそれぞれ接しており、大月市、西桂町・富士吉田市方面とは国道 139 号線で、また、上野原市とは県道四日市場上野原線、道志村とは県道都留道志線で連絡しています。桂川（相模川）が市域の中央を西から東に貫流しており、本市の主要な平坦地はこの河川に沿って帯状に形成され、その他の平坦地や緩傾斜地も山岳を源とする中小河川沿いにあり、これらの河川は、平坦地で桂川（相模川）に合流しています。

(2) 面積

本市の面積は 161.58k m²で、標高は中心地で 490m となっています。

【表 1-1 地目別面積と構成比】

地目		面積 (k m ²)	構成比 (%)
田		3.80	2.4
畑		4.96	3.1
宅地		5.28	3.3
山林		32.08	19.9
原野		2.22	1.4
雑種地	ゴルフ場	3.06	1.9
	鉄軌道	0.16	0.1
	その他	1.32	0.8
その他（国・県・市有林、保安林、道路、河川など）		108.70	67.3
計		161.58	

※田から雑種地までの面積は平成 26 年度の固定資産税概要調書による面積を掲載し、その他（国・県・市有林、保安林、道路、河川など）は本市の面積から、田から雑種地までの面積を引くことにより算出しています。

2. 人口

(1) 本市全体の人口推移と推計

本市の人口は、国勢調査の結果によると、平成 12 年度調査時をピークに減少に転じています。年少人口については、昭和 35 年度には、人口比率で 32.6%となっていました。平成 22 年度には 12.7%となり 50 年間で半数以下となり、急速に少子化が進んでいます。

しかし、市民の約 10 人に 1 人が都留文科大学生という、特殊な人口形態となっているため、同じ人口規模の他自治体と比べ、生産人口比率は緩やかに減少し、高齢化比率は緩やかに増加しています。

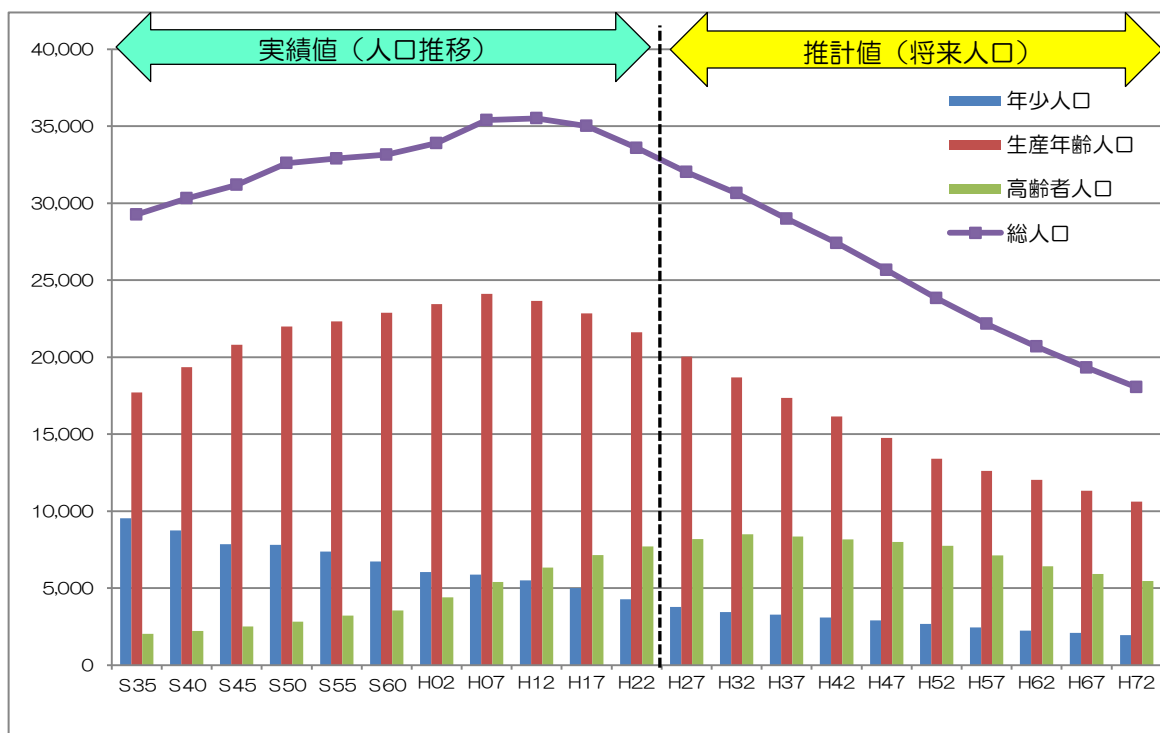
【表 1-2 人口推移と推計(H26.12「都留市のこれまでの人口推移と将来人口推計」より)】

年 度	年少人口	生産年齢 人 口	高齢者 人 口	総人口	年少人口 比 率	生産年齢 人口比率	高 齢 者 人口比率
S35 (1960)	9,530	17,702	2,030	29,262	32.6%	60.5%	6.9%
S40 (1965)	8,746	19,358	2,216	30,320	28.9%	63.8%	7.3%
S45 (1970)	7,860	20,812	2,516	31,188	25.2%	66.7%	8.1%
S50 (1975)	7,809	21,987	2,811	32,607	24.0%	67.4%	8.6%
S55 (1980)	7,366	22,316	3,219	32,901	22.4%	67.8%	9.8%
S60 (1985)	6,734	22,884	3,540	33,158	20.3%	69.0%	10.7%
H 2 (1990)	6,043	23,454	4,406	33,903	17.8%	69.2%	13.0%
H 7 (1995)	5,882	24,121	5,395	35,398	16.6%	68.2%	15.2%
H12 (2000)	5,510	23,665	6,338	35,513	15.5%	66.6%	17.9%
H17 (2005)	5,011	22,852	7,154	35,017	14.3%	65.3%	20.4%
H22 (2010)	4,274	21,612	7,702	33,588	12.7%	64.4%	22.9%
H27 (2015)	3,783	20,048	8,194	32,025	11.8%	62.6%	25.6%
H32 (2020)	3,450	18,688	8,507	30,645	11.2%	61.0%	27.8%

年 度	年少人口	生産年齢人口	高齢者人口	総人口	年少人口比率	生産年齢人口比率	高齢者人口比率
H37 (2025)	3,280	17,355	8,361	28,996	11.3%	59.9%	28.8%
H42 (2030)	3,097	16,147	8,167	27,411	11.3%	58.9%	29.8%
H47 (2035)	2,897	14,765	7,991	25,653	11.3%	57.6%	31.1%
H52 (2040)	2,669	13,400	7,758	23,827	11.2%	56.2%	32.6%
H57 (2045)	2,437	12,607	7,120	22,164	11.0%	56.9%	32.1%
H62 (2050)	2,238	12,023	6,426	20,687	10.8%	58.1%	31.1%
H67 (2055)	2,083	11,322	5,922	19,327	10.8%	58.6%	30.6%
H72 (2060)	1,956	10,627	5,459	18,042	10.8%	58.9%	30.3%

※年少人口 0から14歳／生産年齢人口 15から64歳／高齢者人口 65歳以上

【図 1-3 人口推移と人口推計グラフ】



(2) 地域別の人口推移と推計

表 1-4 は昭和 60 年から平成 22 年までの地域別人口及び世帯数の推移です。谷村地区で昭和 60 年から平成 22 年までに人口が 1,648 人減少しているのに対し、禾生地区では、商業地区として、また、東京方面への通勤圏などの立地条件により住宅地としても発展してきた経緯があり、増となっています。その他、三吉、開地、東桂が微増となり、宝、盛里地区が微減となっています。

【表 1-4 地域別人口及び世帯数の推移（国勢調査より）】

地区／年		S60	H2	H7	H12	H17	H22
		1985	1990	1995	2000	2005	2010
谷村	人口	11,660	11,495	11,520	11,150	10,684	10,012
	世帯	4,807	4,908	5,249	5,398	5,393	5,413
三吉	人口	2,020	2,045	2,296	2,464	2,378	2,329
	世帯	510	550	648	743	750	797
開地	人口	2,131	2,421	2,520	2,430	2,312	2,144
	世帯	556	660	710	690	692	695
東桂	人口	7,112	7,102	7,442	7,360	7,445	7,146
	世帯	1,951	2,048	2,243	2,343	2,464	2,470
宝	人口	2,703	2,656	2,729	2,826	2,752	2,648
	世帯	655	704	747	871	831	854
禾生	人口	5,987	6,574	7,247	7,778	7,939	7,808
	世帯	1,619	1,890	2,335	2,655	2,695	2,812
盛里	人口	1,545	1,610	1,644	1,505	1,507	1,501
	世帯	368	418	491	428	446	495
合計	人口	33,158	33,903	35,398	35,513	35,017	33,588
	世帯	10,466	11,178	12,423	13,128	13,271	13,536

【表 1-5 地域別人口及び世帯数の推計】

地区／年		H27	H32	H37	H42	H47	H52
		2015	2020	2025	2030	2035	2040
谷村	人口	9,546	9,135	8,643	8,171	7,647	7,102
	世帯	5,161	4,939	4,673	4,418	4,134	3,840
三吉	人口	2,221	2,125	2,011	1,901	1,779	1,652
	世帯	760	727	688	650	609	565
開地	人口	2,044	1,956	1,851	1,750	1,637	1,521
	世帯	663	634	600	567	531	493
東桂	人口	6,813	6,520	6,169	5,832	5,458	5,069
	世帯	2,355	2,254	2,132	2,016	1,886	1,752
宝	人口	2,525	2,416	2,286	2,161	2,022	1,878
	世帯	814	779	737	697	652	606
禾生	人口	7,445	7,124	6,741	6,372	5,963	5,539
	世帯	2,681	2,566	2,428	2,295	2,148	1,995
盛里	人口	1,431	1,369	1,296	1,225	1,146	1,065
	世帯	472	452	427	404	378	351
合計	人口	32,025	30,645	28,996	27,411	25,653	23,827
	世帯	12,906	12,350	11,685	11,047	10,338	9,602

※平成 27 年以降の地域別の推移は、平成 22 年度時点における都留市全人口に対する地域別人口の率及び地域別人口に対する世帯数の率を乗じて推計しています。

3. 財政状況

(1) 歳入・歳出の状況

【表 1-6 歳入決算額の推移（普通会計決算）】

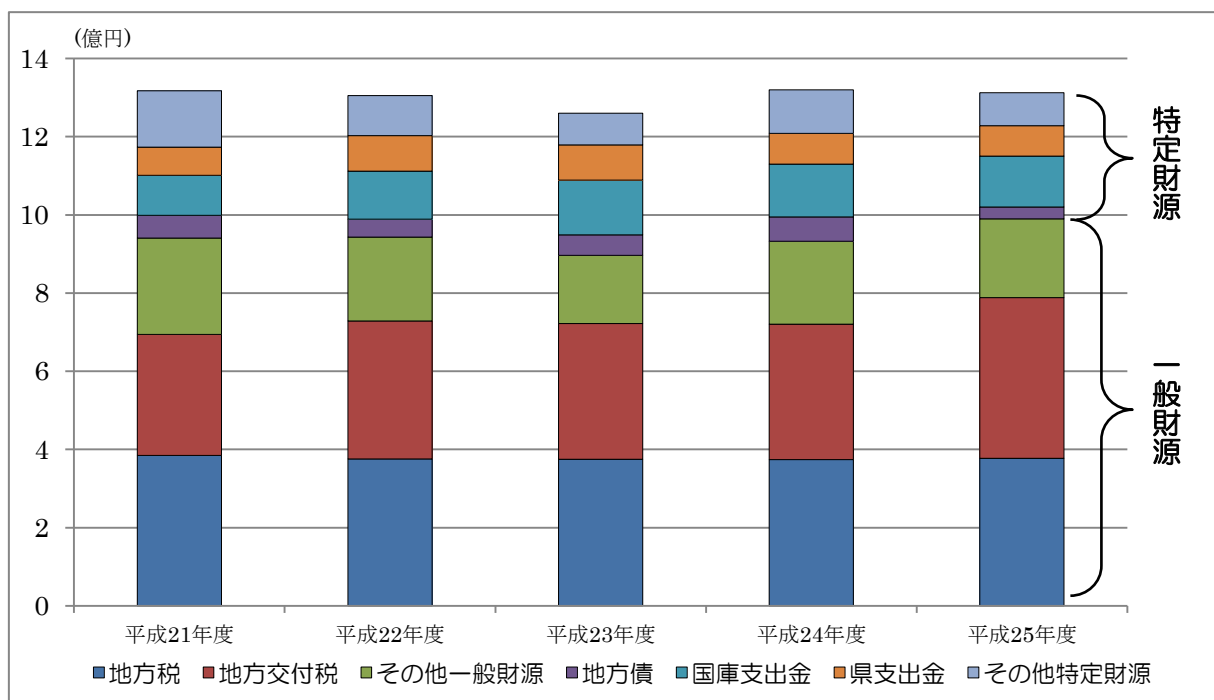
(単位：千円)

	平成 21 年度	平成 22 年度	平成 23 年度	平成 24 年度	平成 25 年度
一般財源	9,408,634	9,432,509	8,963,544	9,321,484	9,896,684
地方税	3,843,969	3,754,731	3,748,632	3,738,122	3,772,380
地方交付税	3,095,605	3,530,448	3,475,138	3,468,723	4,115,398
その他一般財源	2,469,060	2,147,330	1,739,774	2,114,639	2,008,906
特定財源	3,762,471	3,614,592	3,635,488	3,873,173	3,225,259
地方債	578,700	454,200	528,200	623,800	308,300
国庫支出金	1,023,280	1,230,406	1,395,603	1,354,097	1,295,662
県支出金	721,793	910,294	901,851	785,420	782,096
その他特定財源	1,438,698	1,019,692	809,834	1,109,856	839,201
歳入合計	13,171,105	13,047,101	12,599,032	13,194,657	13,121,943

※一般財源：財源の用途が特定されず、どのような経費にも使用することができる財源をいいます。地方税、地方譲与税、地方交付税、地方特例交付税などが該当します。

特定財源：財源の用途が特定されている財源をいいます。国庫支出金、県支出金、地方債、分担金、負担金、使用料、手数料、寄付金などが該当します。

【図 1-7 歳入決算額の推移グラフ（普通会計決算）】

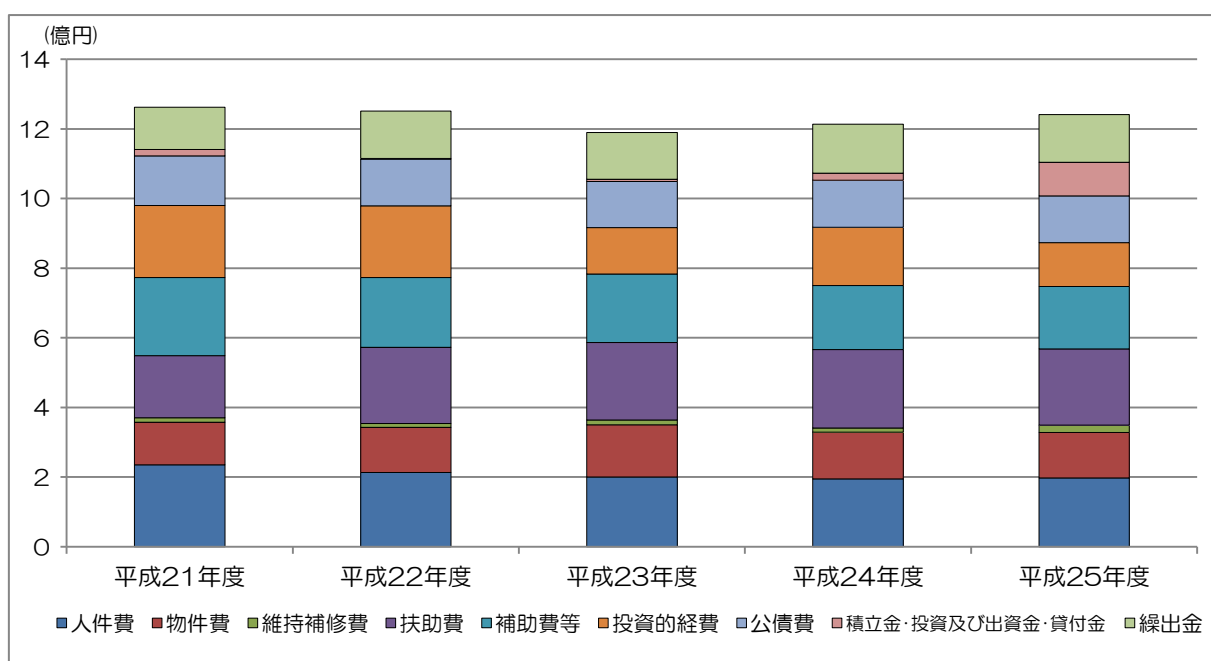


【表 1-8 歳出決算額の推移（普通会計決算）】

（単位：千円）

	平成 21 年度	平成 22 年度	平成 23 年度	平成 24 年度	平成 25 年度
人件費	2,355,501	2,136,623	2,005,483	1,947,414	1,980,543
物件費	1,220,401	1,296,822	1,494,209	1,340,981	1,303,353
維持補修費	131,219	103,746	137,134	125,353	208,353
扶助費	1,779,563	2,189,190	2,227,794	2,246,245	2,187,232
補助費等	2,248,197	2,004,411	1,971,570	1,836,745	1,797,325
投資的経費	2,063,789	2,063,179	1,329,362	1,674,820	1,255,685
公債費	1,425,148	1,340,090	1,324,604	1,349,676	1,343,858
積立金・投資及び 出資金・貸付金	180,197	18,043	59,802	209,195	960,417
繰出金	1,221,094	1,360,681	1,340,776	1,405,980	1,374,720
歳出合計	12,625,109	12,512,785	11,890,734	12,136,409	12,411,486

【図 1-9 歳出決算額の推移グラフ（普通会計決算）】



平成 21 年度から平成 25 年度普通会計における歳入・歳出決算額は表 1-6 から図 1-9 のとおりとなっています。決算規模としては、平成 21 年度以降、125 億円から 130 億円前後を推移しています。

公共施設等の整備においては、公共施設、道路、橋梁などの社会資本の整備に要する費用を指す投資的経費の推移が重要になります。

(2) 投資的経費の状況

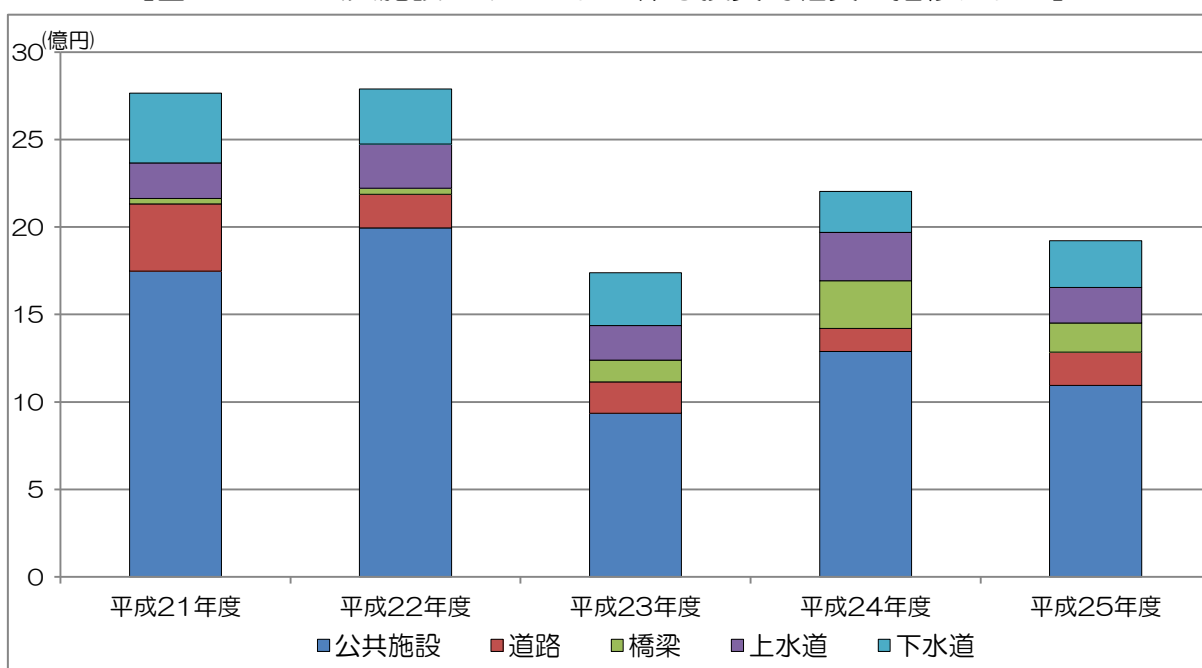
【表 1-10 公共施設・インフラに係る投資的経費の推移】

(単位：千円)

	平成 21 年度	平成 22 年度	平成 23 年度	平成 24 年度	平成 25 年度	5 か年平均
公共施設	1,746,854	1,995,170	935,079	1,288,762	1,095,236	1,412,220
道路	384,390	192,366	180,133	131,520	189,154	215,512
橋梁	30,951	33,624	124,542	271,970	167,035	125,624
上水道	203,383	252,567	196,119	275,998	203,756	226,365
下水道	399,676	314,941	302,802	235,742	265,727	303,778
合計	2,765,254	2,788,668	1,738,675	2,203,992	1,920,908	2,283,499

※普通会計だけではなく、病院事業会計、水道事業会計、簡易水道事業特別会計、下水道事業特別会計における投資的経費を項目別に合算しています。

【図 1-11 公共施設・インフラに係る投資的経費の推移グラフ】



平成 21 年度から平成 25 年度における公共施設・インフラに係る投資的経費の推移については、表 1-10、図 1-11 のようになっています。特に公共施設に係る投資的経費については、各年度の施設整備の規模に大きく左右されるため、最も差が大きい平成 22 年度と平成 23 年度の間には、約 10 億 6 千万円もの差があります。

そこで、第 4 章に掲載する公共施設等の更新に係る将来費用の推計結果に対し、過不足額を把握する指標として活用する投資的経費の金額は、過去 5 年間の投資的経費の平均額とし、全体では **22.8 億円**とします。

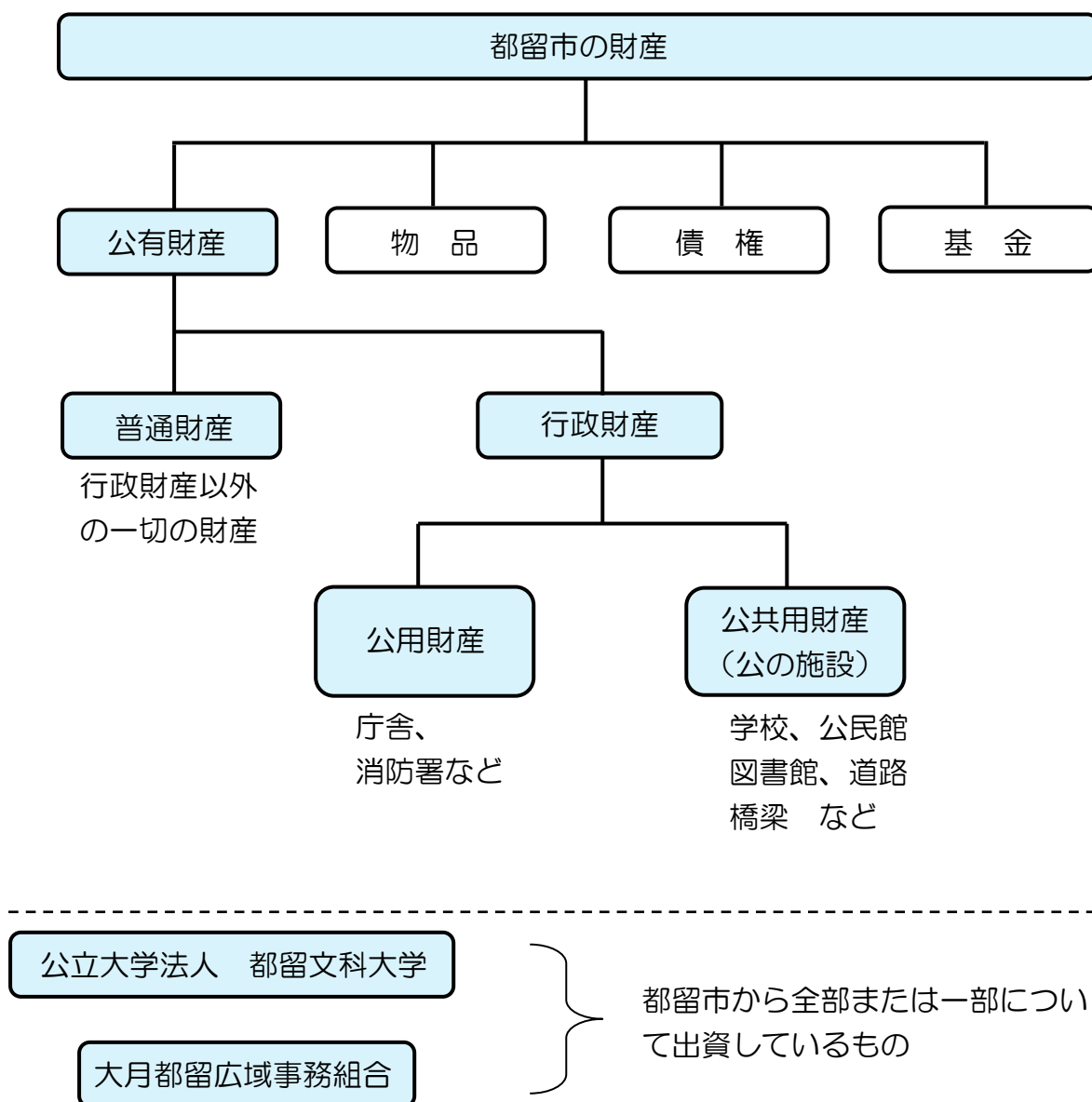
第2章 公共施設白書で対象とする公共施設等

1. 対象とする公共施設等の範囲

本白書では、本市が保有する公有財産のうち、全ての建物と道路（農道・林道は除く）、橋梁、上水道（簡易水道を含む）、下水道のインフラを対象とします。

また、公立大学法人都留文科大学や大月都留広域事務組合など、本市からの出資によって維持管理がされているものについても状況を把握するものとします。

【図 2-1 財産体系図】




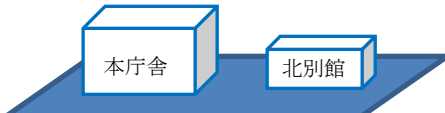
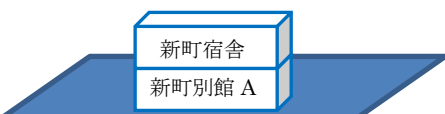
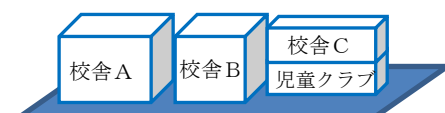
2. 対象とする公共施設の取扱い

(1) 建物を主体とする公共施設の取扱い

本市が保有する建物は原則として全て対象にします。

なお、一つの建物内に複数の施設を設置しているものや同一の敷地内に複数の建物を設置している場合は、次のような取扱いとしています。



【図 2-2 建物を主体とする公共施設の取扱い参考図】

パターン	イメージ	施設
① 一つの敷地内に一つの建物が立地し、その建物に1施設が入居している場合		1 施設
② 一つの敷地内に2つ以上の建物が立地し、その建物に1施設が入居している場合		1 施設
③ 一つの敷地内に一つの建物が立地し、その建物に2施設が入居している場合		2 施設
④ 一つの敷地内に2つ以上の建物が立地し、その建物に2施設が入居している場合		2 施設

(2) 土地を主体とする公共施設の取扱い

公園、スポーツ広場など、市民が直接利用される施設であることから、建物の有無を問わず、対象としています。

【図 2-3 土地を主体とする公共施設の取扱い参考図】

パターン	イメージ	施設
① 倉庫やトイレ等簡易な建物のみを保有する施設の場合		1 施設
② 建物を保有しない施設の場合		1 施設

3. 対象とする公共施設等の分類

本白書では、対象とする施設の目的や性格、利用実態等から大きく15種類に分類しています。ただし、出資団体である公立大学法人都留文科大学と大月都留広域事務組合の所有する施設については、資料編のみの掲載とし、本編の各グラフや更新費用の推計からは除きます。

【表 2-4 公共施設等の分類表】

大分類	中分類	分類の考え方
①行政系施設	庁舎等	主として、行政の事務を行う市役所、いきいきプラザ都留、消防庁舎等を対象としています。
	消防施設	
	その他行政系施設	
②市民文化系施設	文化施設	主として、市民の交流や集会の場として利用する、まちづくり交流センター、うぐいすホール、公民館、集会所等を対象としています。
	集会施設	
③学校教育施設	学校	小・中学校（校舎、体育館等）、学校給食センター、小・中学校に勤務する教職員用の住宅及び放課後児童クラブなどの用に供している施設を対象としています。
	その他教育施設	
④スポーツ・レクリエーション系施設	スポーツ施設	主として、スポーツのために利用される施設や観光施設を対象としています。
	レクリエーション施設・観光施設	
⑤社会教育系施設	図書館	主として、図書館や資料館、博物館等の施設を対象としています。
	博物館等	
⑥子育て支援施設	幼稚園・保育園・こども園	主として子育て支援に関する施設を対象としています。
⑦産業系施設	産業系施設	主として、産業振興目的で利用される施設を対象としています。
⑧病院施設	病院施設	病院施設及び病院に勤務する医師の宿舎を対象としています。
⑨公営住宅	公営住宅	市営団地を対象としています。なお、各団地に設置してある集会室もこの中に含めるものとします。

大分類	中分類	分類の考え方
⑩公園	公園	都市公園や建物をもつ公園等を対象としています。
⑪道路	道路	市道全般を対象としています。
⑫橋梁	橋梁	橋梁全般を対象としています。
⑬上水道施設	上水道施設	上水道施設の水道管や滅菌機室、ポンプ室、資材倉庫等の建物を対象としています。なお、簡易水道の施設や水道管もこちらに含めるものとします。
	水道管	
⑭下水道施設	管渠	下水道施設の管渠を対象としています。
⑮その他施設	その他施設	その他、上記で分類できない施設を対象としています。
⑯出資団体の施設	公立大学法人都留文科大学	公立大学法人都留文科大学と大月都留広域事務組合の施設を対象としています。
	大月都留広域事務組合	

第3章 公共施設等の現状把握

1. 公共施設等の設置状況

(1) 公共施設等の保有数量

① 公共施設

本市が保有する公共施設は 111 施設（うち建物を保有する施設は 105 施設）、総敷地面積は 88 万 633.32 m²、総延床面積は 15 万 8748.37 m² となっています。総延床面積の 15 万 8748.37 m² をイメージするために、市内の大型公共施設に換算すると、市役所本庁舎（延床面積 4297.65 m²）では約 37 戸分に相当し、その他大型公共施設との比較は図 3-1 のとおりです。

また、市民 1 人あたりに換算すると約 5.01 m²、約 3 畳分になります。これは全国 981 市区町村の平均 3.42 m²（平成 22 年 3 月 東洋大学 PPP 研究センター）と比較すると、1.5 倍近い面積となりますが、本市の人口規模である 3 万から 3 万 2500 人の自治体の平均は 5.36 m² となっています。

【図 3-1 公共施設の総延床面積の参考図】

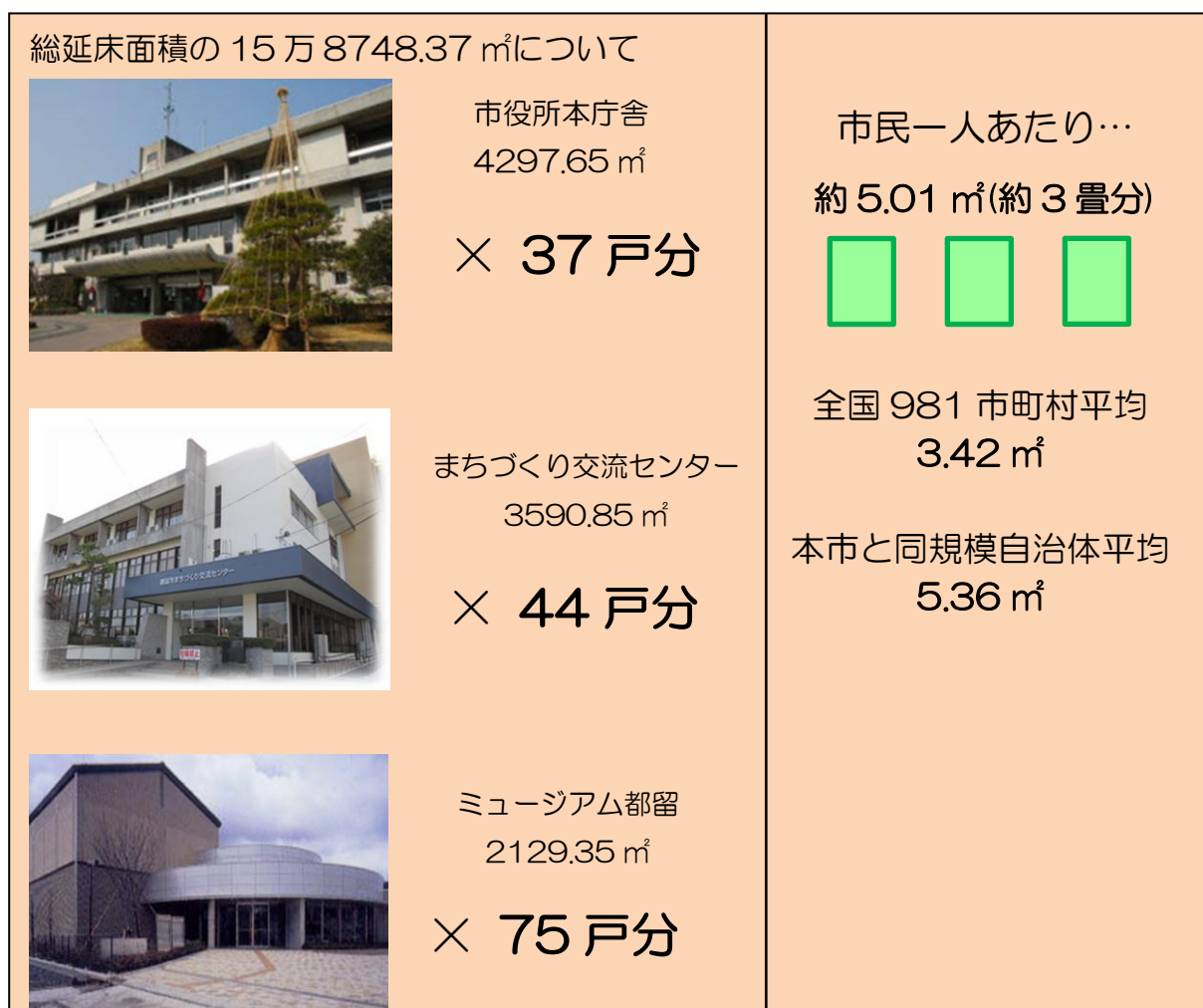
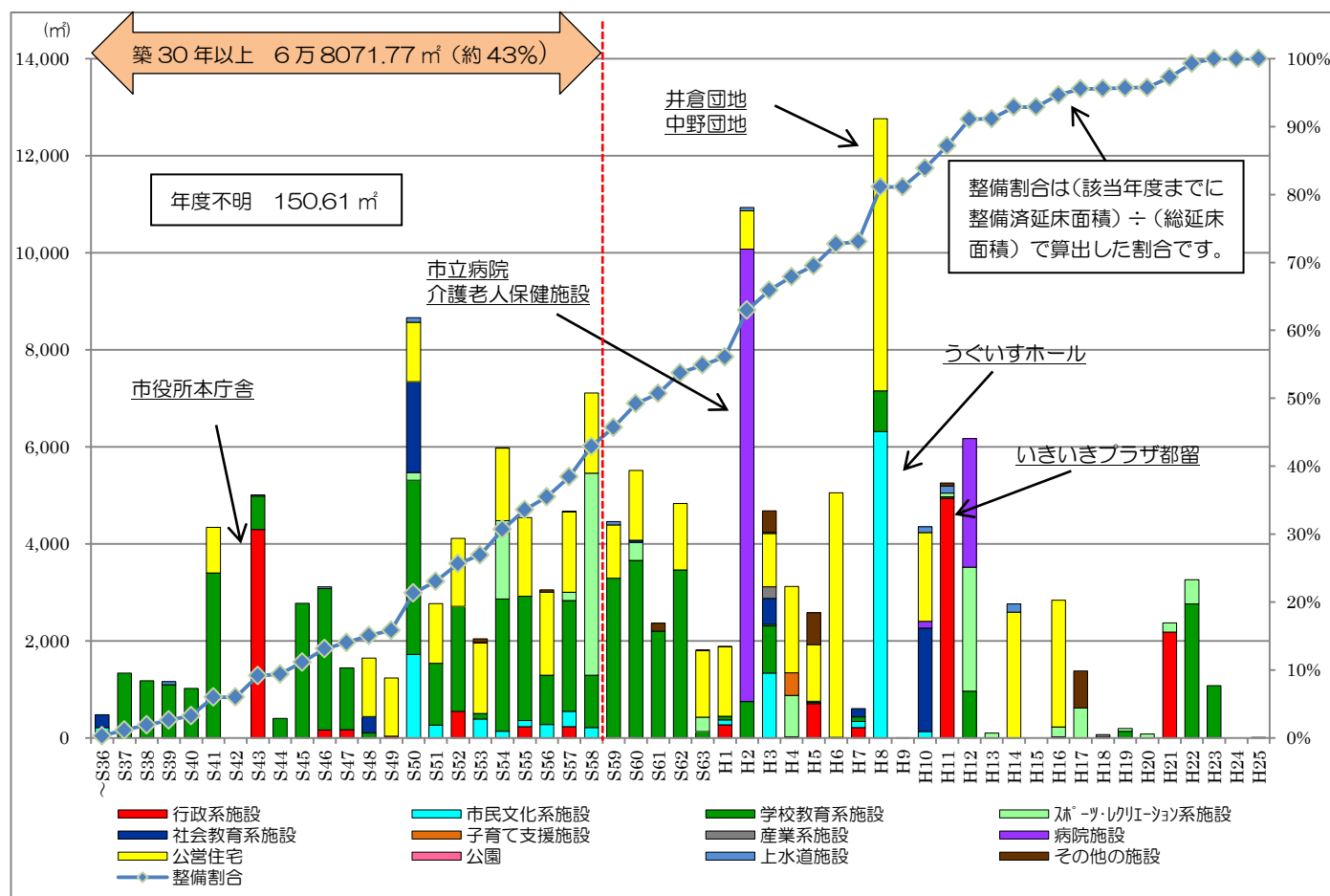


図 3-2 は建物の年度別整備延床面積のグラフです。

平成 2 年度の紫色の大部分は市立病院、平成 8 年度の水色の大部分は都の杜うぐいすホール、黄色は井倉団地と中野団地であり、比較的大規模な施設の建設が 1 つ行われるだけでも、大きく突出してしまうことがわかります。

大規模改修の目安である築 30 年以上の公共施設は床面積で全体の約 43%、10 年後には約 70%になります。本市においては、昭和 50 年から平成 12 年頃にかけて大規模な公共施設の整備が進められており、これらの公共施設の老朽化が今後一斉に進んでいくことが問題となります。

【図 3-2 年度別整備延床面積グラフ（建物）】



○公共施設分類別の数量

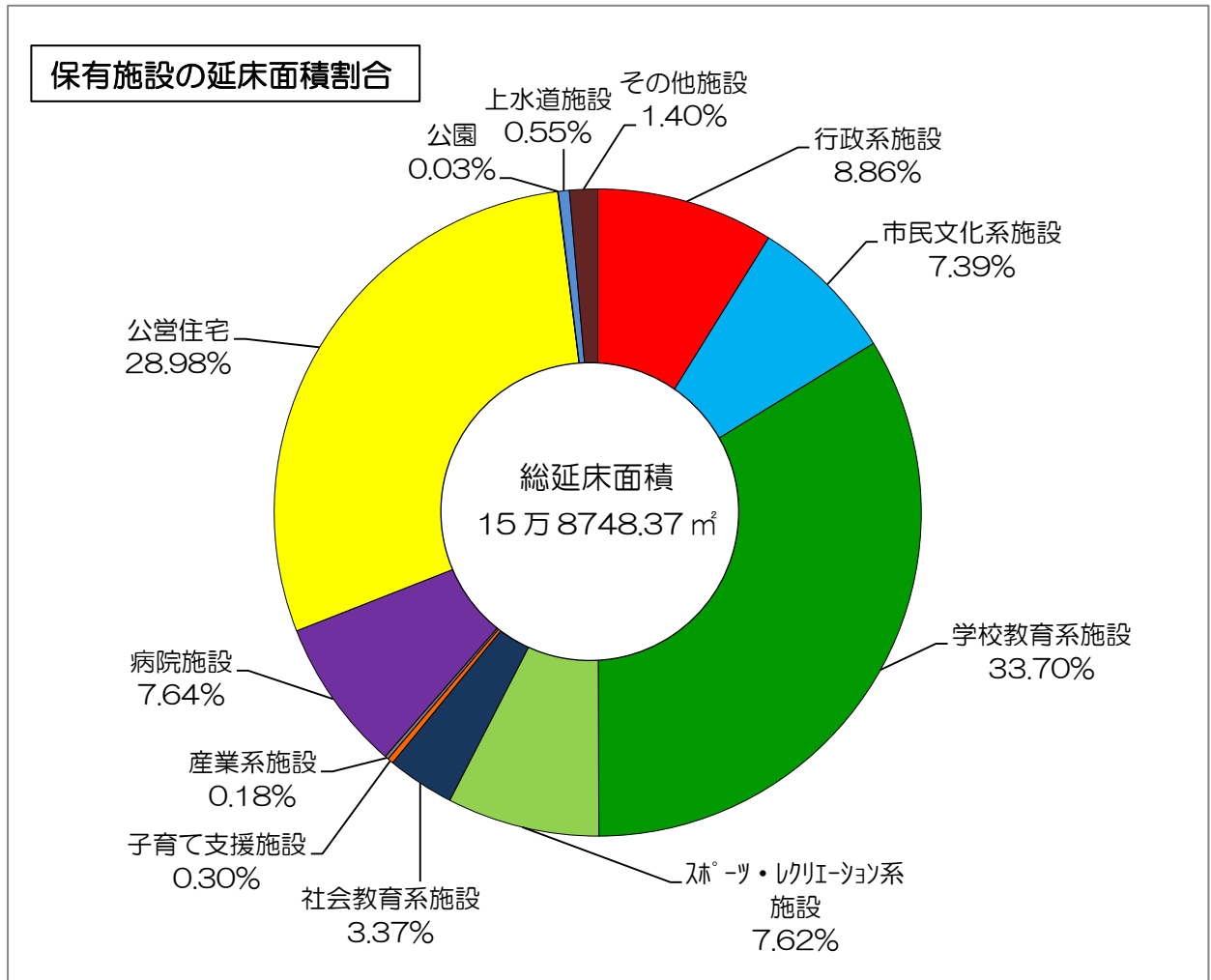
公共施設の数量を床面積で比較した場合、その内訳を見ると、学校と公営住宅の占める割合が非常に多くなっており、それらを合わせた 22 施設だけで、全 15 万 8748.37 m²の約 60%を占めていることになります。

また、延床面積が 100 m²未満または、一部の公園のように建物を保有しない施設も 30 施設あり、施設の用途などによりその規模は様々です。

【表 3-3 公共施設分類別の数量表】

大分類	中分類	施設数	延床面積 (m ²)	敷地面積 (m ²)
行政系施設	庁舎等	2	9838.05	12999.82
	消防施設	1	2179.54	2024.14
	その他行政系施設	8	2047.05	4918.83
市民文化系施設	文化施設	2	7781.69	21401.37
	集会施設	19	3944.74	14824.72
学校教育施設	学校	11	48863.97	169732.00
	その他教育施設	5	4632.32	12226.69
スポーツ・レクリエーション系施設	スポーツ施設	10	8106.28	332391.58
	レクリエーション施設・観光施設	3	3984.75	99439.87
社会教育系施設	図書館	1	1870.00	2556.69
	博物館等	6	3476.20	6525.55
子育て支援施設	幼稚園・保育園・こども園	1	469.84	1713.00
産業系施設	産業系施設	2	285.17	187.93
病院施設	病院施設	4	12122.83	19569.78
公営住宅	公営住宅	11	46005.31	49864.04
公園	公園	11	44.37	108108.69
上水道施設	上水道施設	5	874.89	11051.25
その他施設	その他施設	9	2221.37	11097.37
合計		111	158748.37	880633.32

【図 3-4 公共施設分類別の延床面積割合】



② 道路

道路は一般道路の実延長が 214,506m、道路面積が 1,020,040 m²、自転車歩行者道の実延長が 40m、道路面積が 177 m²となっています。道路については、路線ごとに一度に整備するものではなく、区画ごとに整備していくため、年度別に把握することは困難となっています。

【表 3-5 道路分類別の実延長と面積】

項目	幹線 1 級市道	幹線 2 級市道	その他の市道	自転車歩行者道
実延長 (m)	22,595	18,051	173,860	40
道路面積(m ²)	154,579	91,988	773,473	177

※幹線 1 級市道…地方生活圏及び大都市圏域の基幹的道路網を形成するのに必要な道路で都市計画決定された幹線街路、主要集落（戸数50戸以上）とこれと密接な関係にある主要集落とを連絡する道路等。

幹線 2 級市道…幹線 1 級市町村道以上の道路を補完し、基幹道路網の形成に必要な道路で、都市計画決定された補助幹線街路、集落（25戸以上）相互を連絡する道路等。

自転車歩行者道…自転車の交通を前提とした幅の広い歩道。

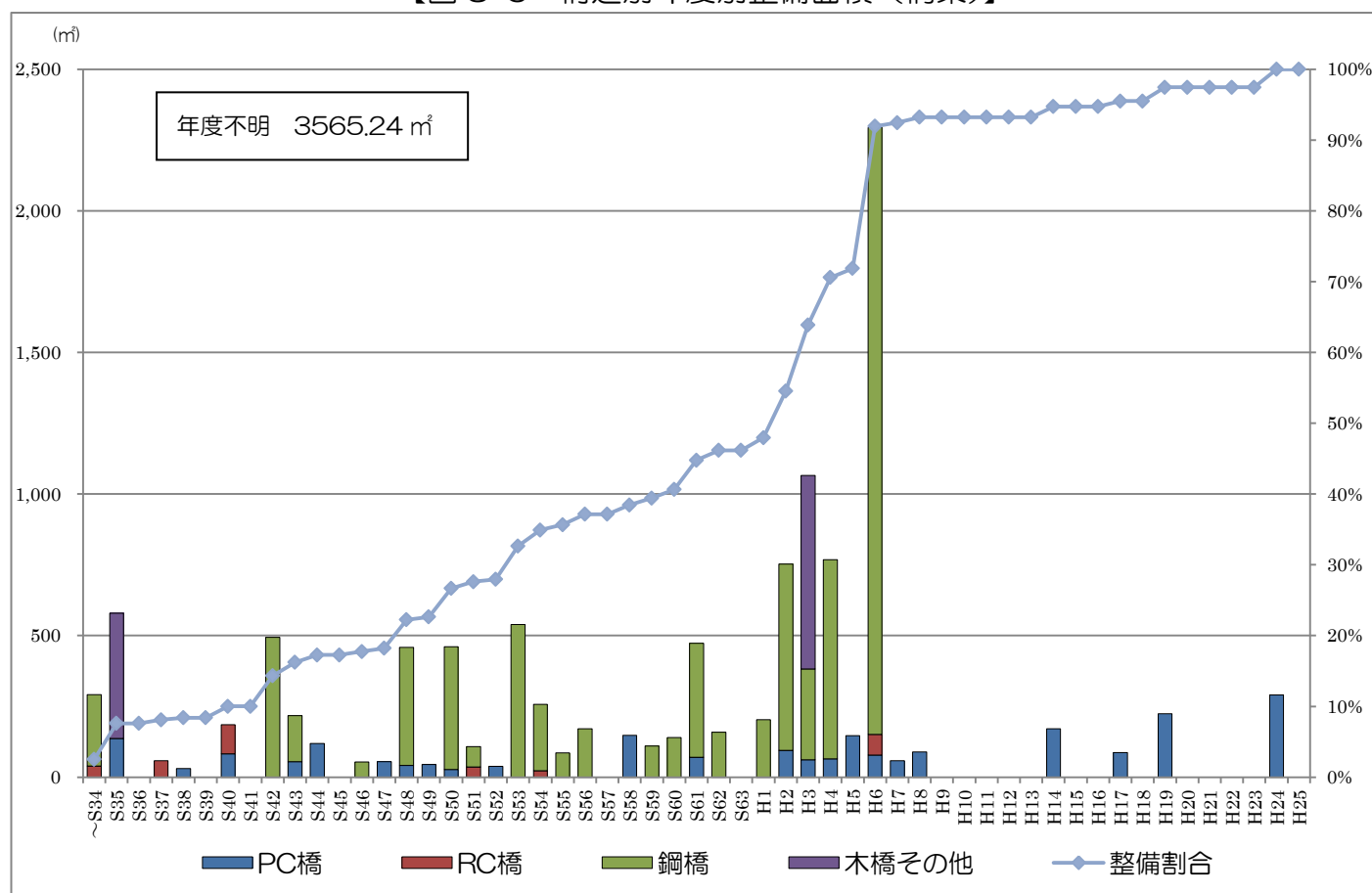
③ 橋梁

橋梁は208箇所、実延長が2752.90m、面積が1万4993.51㎡となっています。

図3-6は構造別年度別整備面積のグラフです。面積による整備割合を見ると、90%以上の橋梁が平成6年度まで整備されていることが分かります。大きく突出している平成6年度には、禾生橋739.20㎡、柄杓流橋612.50㎡、楽山一の橋471.75㎡をはじめ10箇所の橋梁が整備されています。

また、全体の1万4993.51㎡の約25%相当にあたる3565.24㎡が整備年度不明となっており、グラフの見た目以上に橋梁全体の老朽化が進んでいるものと推測されます。

【図3-6 構造別年度別整備面積（橋梁）】



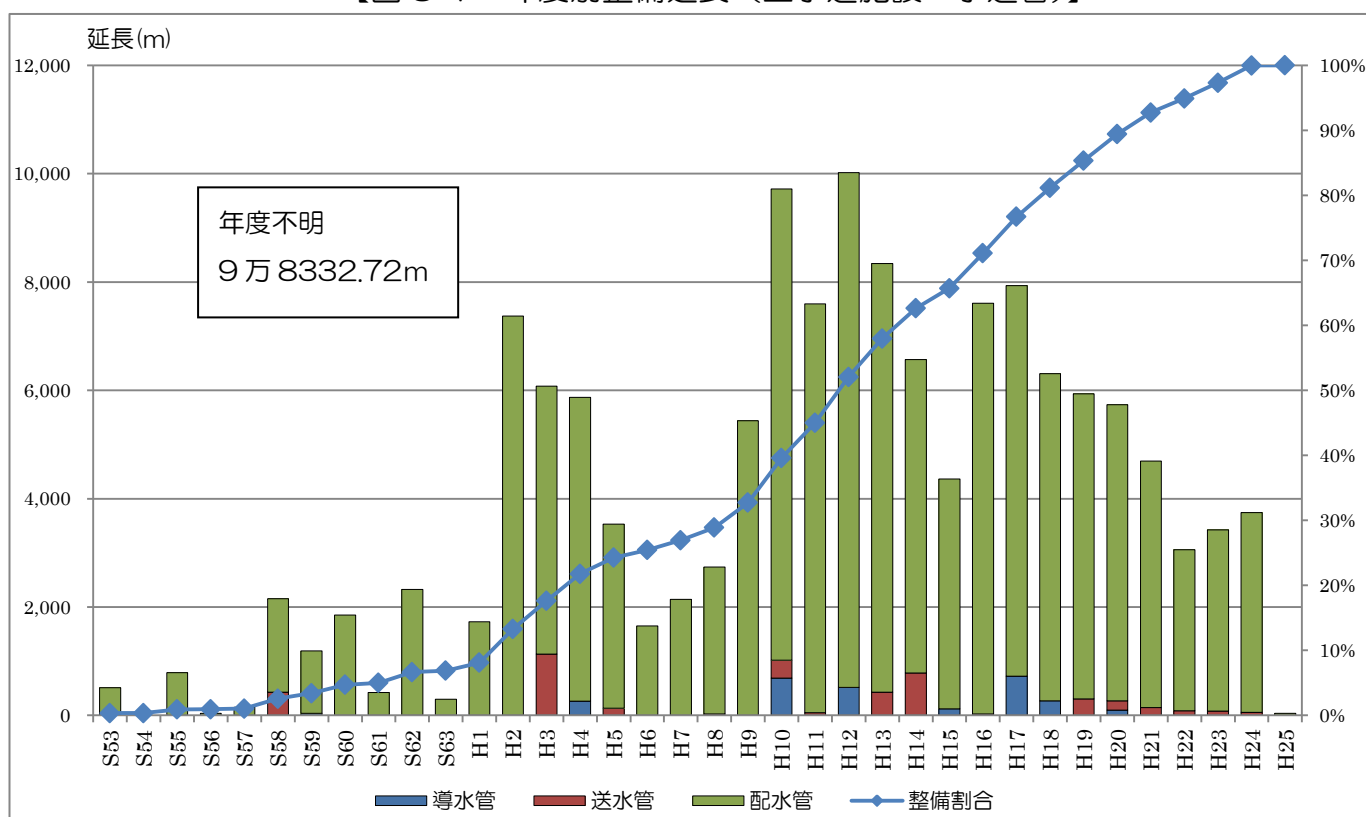
※PC 橋…PC(プレストレスト・コンクリート)を使用した橋梁。RC(鉄筋コンクリート)に比べて強い荷重に抵抗できるため、RCよりも長い支間長(スパン)を可能にします。
 鋼 橋…主要部材に鋼を使用した橋梁。鋼はコンクリートに比べて比強度(引っ張りの強さ)が高く、橋梁本体の軽量化ができるため、支間長(スパン)の長い橋梁に多く使用されます。

④上水道施設（水道管）

上水道施設の水道管は、導水管が 4216.99m、送水管が 8273.13m、配水管（消火栓管、ドレーン管等含む）が 22万 7203.64m、合計 23万 9693.76m となっています。

下図は水道管の年度別整備延長です。グラフ上では、平成以降に整備が進んでいるように見えますが、約 41%の 9万 8332.72mが年度不明となっています。年度不明となっているもののほとんどは平成元年以前に整備された水道管であり、老朽化が進んでいる多くの水道管が正確に把握できていない現状です。

【図 3-7 年度別整備延長（上水道施設—水道管）】



※導水管…くみ上げた原水を各浄水場へ運ぶ管。

送水管…浄水場から配水池へ水を送る管。

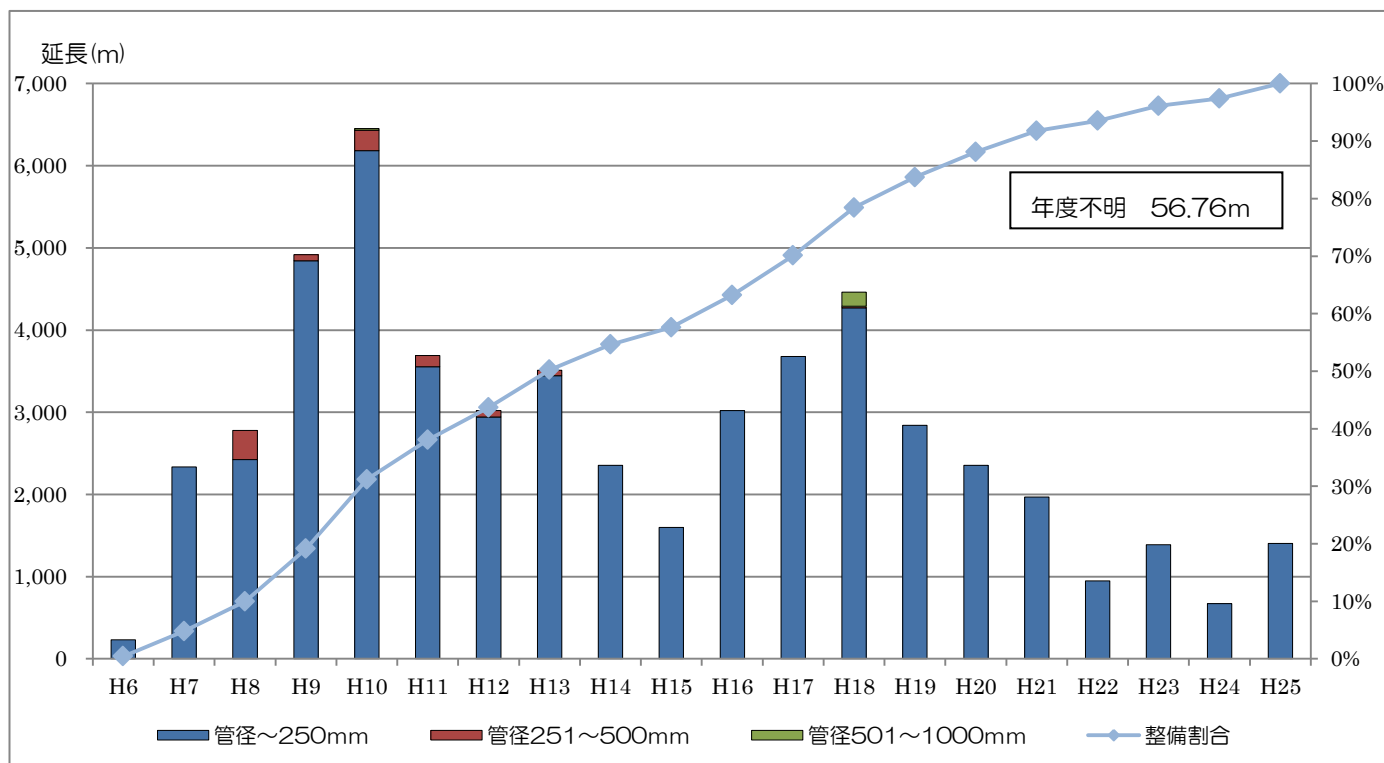
配水管…配水池から各家庭へ給水するために街路に埋設し、水を送る管。

⑤ 下水道施設（管渠）

下水道施設は管渠延長が5万3696.62mとなっています。

下図は年度別管渠整備延長のグラフです。他のインフラと違い、比較的新しい事業であるため現段階では、それほど管渠が老朽化しているわけではありません。しかし、本市の下水道普及率は、平成25年度末で27.6%であり（国土交通省「平成25年度末の下水道整備状況について」より）、今後も多くの投資が必要となる事業です。

【図3-8 年度別管渠整備延長（下水道施設一管渠）】



2. 公共施設の現状把握

(1) 利用状況と運営コスト


各公共施設の詳細については、別冊の資料編に掲載していますが、利用状況とコスト状況に注目し、分類別にまとめた一覧表を掲載します。

運営コストについては、各施設に係る歳出から歳入を引いたものと定義し、市民一人あたりのコストは、運営コストを平成26年4月1日時点の住民基本台帳登録者数である31,663人で割った額として算出しています。

【図3-9 別冊の資料編参考図】

NO.12・62
施設名：**都留市まちづくり交流センター**

大分類：市民文化系施設/社会教育系施設
中分類：文化施設/図書館



1.施設の概要

所在地	中央三丁目8番1号	所管課/担当	学びのまちづくり課(生涯学習課)
設置目的	まちづくり及び福祉の増進に資する諸活動の場を提供することにより、心豊かな市民の暮らしを実現するため	根拠条例等	都留市まちづくり交流センター条例
敷地面積	4909.46㎡	施設延床面積	3590.85㎡
防災情報	土砂災害特別警戒区域(急傾斜地)指定避難所	財産区分	行政財産
管理		配置形態	複合施設
		利用料金等	条例で使用料を規定

運営コストは別冊の資料編に掲載されている維持管理費と事業経費の歳出合計額とします。
例
15,678 + 35,058
= 50,736 (千円)

建築年月	1975年10月(昭和50年度)	建築面積	1058.35㎡
改修年月	2012年(平成24年)	延床面積	1720.85㎡
建築費	747,000千円	耐震性	有

2	建物名	まちづくり交流センター市立図書館	建築年月	1975年10月(昭和50年度)	延床面積	1720.85㎡
	構造	RC造地上4階	改修年月	2012年(平成24年)		
	建築費	上記を含む	耐震性	有		

利用状況はこちらに掲載しているものです。

3.施設に係る経費(平成25年度決算)

維持管理費	歳入(千円)		歳出(千円)	
	使用料等	456	人件費	146
支出金		光熱水費	4,130	
その他	396	委託料	6,856	
		費借料	384	
		修繕費	841	
		その他	3,321	
合計	852	合計	15,678	

事業経費	歳入(千円)		歳出(千円)	
	使用料等	6	人件費	35,058
支出金		事業経費		
その他	96	その他		
合計	102	合計	35,058	

4.施設の利用状況等(平成25年度)

区分	開館日数	利用日数	稼働率	利用者数	日平均
大ホール	298日	245日	82%	20,170人	67.7人
交流室	298日	298日	100%	9,448人	31.7人
多目的ルーム	298日	74日	25%	2,517人	8.4人
会議室	298日	263日	88%	18,184人	61.0人
図書館	276日	276日	100%	118,165人	428.1人

表 3-10 の集計表からは、水防倉庫などの管理に要する経費が人件費のみの施設、一部の公民館などの地元自治会に無償貸与していたり、利用状況の把握が困難な施設、公営住宅などの運営コストを全て施設の使用料収入等で賄うことができている施設を除いています。また、学校等については、「利用者 1 人当たりのコスト」を「児童 1 人あたりのコスト」というように読み替えてください。

【表 3-10 公共施設の利用状況と運営コスト集計表】

No.	施設名	開館日数	利用者数	一日平均利用者数	運営コスト(千円)	利用者 1 人あたりのコスト(円)	市民 1 人あたりのコスト(円)
行政系施設							
1	都留市役所	245	58,695	239.6	41,960	715	1,325
2	いきいきプラザ都留	—	—	—	28,553	—	902
3	消防庁舎	—	—	—	7,747	—	245
8	宝地域生活改善センター	271	568	2.1	5,223	9,196	165
9	都留市農村環境改善センター	271	10,443	38.5	8,514	815	269
10	盛里生活改善センター	271	196	0.7	5,285	26,962	167
11	禾生地域コミュニティセンター	358	6,885	19.2	7,289	1,059	230
市民文化系施設							
12	都留市まちづくり交流センター	298	168,484	565.4	50,736	301	1,602
13	都の杜うぐいすホール	219	64,636	243.9	104,935	1,623	3,314
23	都留市宝公民館	299	2,317	7.7	178	77	6
24	都留市盛里公民館	299	1,293	4.3	201	155	6
26	都留市ふるさと会館	298	56,073	188.2	9,654	172	305
学校教育系施設							
33	谷村第一小学校	—	433	—	15,871	36,655	501
34	谷村第二小学校	—	119	—	12,548	105,442	396
35	都留文科大学附属小学校	—	55	—	7,336	133,384	232
36	東桂小学校	—	399	—	19,498	48,868	616
37	宝小学校	—	123	—	12,107	98,434	382
38	禾生第一小学校	—	264	—	20,063	75,997	634
39	禾生第二小学校	—	149	—	15,156	101,717	479
40	旭小学校	—	56	—	11,512	205,579	364
41	都留第一中学校	—	266	—	17,313	65,085	547
42	都留第二中学校	—	433	—	21,655	50,013	684

No.	施設名	開館日数	利用者数	一日平均利用者数	運営コスト(千円)	利用者1人あたりのコスト(円)	市民1人あたりのコスト(円)
43	東桂中学校	—	230	—	14,715	63,980	465
44	学校給食センター	—	—	—	33,287	—	1,051
47	旧東桂学校給食センター	—	—	—	323	—	10
スポーツ・レクリエーション系施設							
49	都留市宝の山・ふれあいの里	302	7,400	7.1	12,421	1,679	392
50	都留戸沢の森・和みの里	303	82,800	273.3	42,718	516	1,349
51	都留市エコハウス	319	2,831	9	392	139	12
52	都留市鹿留緑地広場	165	2,758	16.7	3,500	1,269	111
53	都留市総合運動公園	248	21,123	74	7,575	359	239
54	都留市下谷体育館	357	14,927	42	3,238	217	102
55	都留市住吉球場	249	12,162	49	2,270	187	72
56	都留市民総合体育館	307	45,228	147.8	12,283	272	388
57	都留市民プール	30	565	19	1,244	2,203	39
58	都留市テニスコート	357	8,819	25	3,559	404	112
59	都留市大輪スポーツ広場	244	2,080	9	251	121	8
60	都留市水沼グラウンド	244	1,200	5	551	459	17
61	ターゲットバードゴルフ場	244	4,506	18.5	2,633	584	83
社会教育系施設							
64	都留市尾県郷土資料館	216	2,505	11.6	1,594	636	50
65	都留市商家資料館	206	751	3.6	1,044	1,390	33
66	ミュージアム都留	303	11,791	38.9	17,913	1,519	566
67	八朔祭屋台展示庫	—	—	—	1,798	—	57
子育て支援施設							
69	宝保育所	295	50	—	26,796	535,926	846
公園							
87	仲町公園	—	—	—	173	—	5
88	楽山公園	—	—	—	932	—	29
89	玉川公園	358	38,316	107	3,920	102	124
90	城山公園	—	—	—	145	—	5
91	城南公園	—	—	—	551	—	17
93	富士見坂公園	—	—	—	105	—	3
94	二ノ側公園	—	—	—	103	—	3
95	三ノ側公園	—	—	—	103	—	3

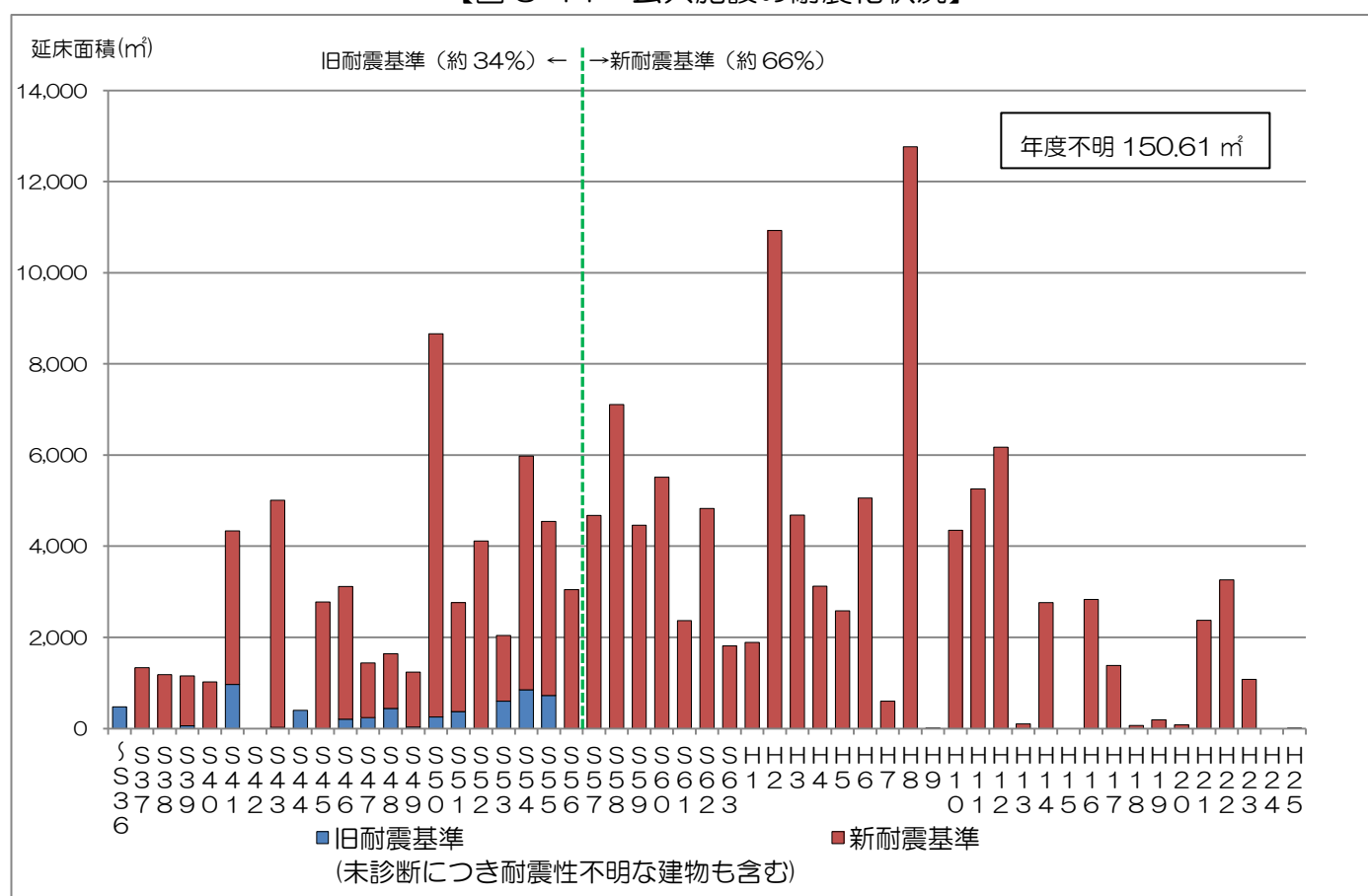
No.	施設名	開館日数	利用者数	一日平均 利用者数	運営コスト (千円)	利用者1人あた りのコスト(円)	市民1人あたり のコスト(円)
上水道施設							
98	滝下浄水場	—	—	—	5,382	—	170
99	第4水源	—	—	—	6,653	—	210
100	第5水源	—	—	—	2,435	—	77
101	第6水源	—	—	—	3,276	—	103
102	各簡易水道施設	—	—	—	27,518	—	869
その他の施設							
104	ゆうきゅうの丘つる	362	384	1.1	15,380	40,052	486
110	旧山口邸	—	—	—	43	—	1

(2) 耐震化の状況

公共施設の耐震化の状況については、昭和56年6月1日に建築基準法の耐震関係規定が改正されており、同法改正前に建築された公共施設は旧耐震基準、改正後に建築された公共施設は新耐震基準を満たしているものとして取り扱います。旧耐震基準で建築された建物は、十分な耐震性を有していない可能性があるため、耐震診断の実施結果によっては、耐震工事の必要があります。

公共施設の床面積で耐震化の状況をみると、約66%が新耐震基準、約34%が旧耐震基準により建築されています。旧耐震基準により建築された公共施設でも、小中学校の校舎や庁舎など、人の出入りが多い施設について優先的に耐震診断、耐震工事を進め、公共施設の安全性の向上を図っています。しかし、耐震診断や耐震工事未実施の建物も約3.6%存在し、施設の用途や利用状況などから耐震化の必要性を判断し、施設の管理方針を検討する必要があります。

【図 3-11 公共施設の耐震化状況】



【表 3-12 耐震診断により耐震性が不足していると診断された建物】

No.	施設名	建物名	延床面積(m ²)	竣工年
8	宝生活改善センター	宝生活改善センター	229.01	昭和 55 年度
49	都留市宝の山・ふれあいの里	グリーンロッジ	549.57	昭和 54 年度
84	緑町団地	緑町団地(1~5号棟)	644.60	昭和 41 年度
		緑町団地(6・7号棟)	293.04	昭和 41 年度

【表 3-13 旧耐震基準により建築され、耐震診断が未実施の建物】

No.	施設名	建物名	延床面積(m ²)	竣工年
1	都留市役所	車庫	165.00	昭和 46 年度
		北別館	167.79	昭和 47 年度
4	盛里(朝日川)水防倉庫	盛里(朝日川)水防倉庫	33.05	昭和 49 年
5	鹿留水防倉庫	鹿留水防倉庫	33.05	昭和 33 年
6	住吉水防倉庫	住吉水防倉庫	33.05	昭和 27 年
17	都留市鷹の巣集会所	鷹の巣集会所	134.32	昭和 54 年度
21	都留市小形山地域集会所	小形山地域集会所	265.10	昭和 51 年度
23	都留市宝公民館	宝公民館	127.61	昭和 55 年度
27	旧中央学校給食センター	旧中央学校給食センター	388.00	昭和 53 年度
30	宿公民館	宿公民館	147.93	昭和 36 年度
34	谷村第二小学校	谷二小プール付属室	51.00	昭和 54 年度
35	都留文科大学附属小学校	附属小プール管理棟	53.00	昭和 53 年度
37	宝小学校	宝小車庫	29.00	昭和 54 年度
		宝小給食室	256.00	昭和 55 年度
41	都留第一中学校	一中部室	33.00	昭和 47 年度
		一中部室	53.00	昭和 48 年度
		一中部室(倉庫)	7.00	昭和 47 年度
		一中屋体器具庫	60.00	昭和 55 年度
		一中部室(倉庫)	7.00	昭和 55 年度
		一中校舎(資料室)	46.00	昭和 55 年度
42	都留第二中学校	二中ポンプ室	7.00	昭和 41 年度
		二中用務員室	24.00	昭和 41 年度
		二中プール付属室	85.00	昭和 51 年度
		二中プール倉庫	20.00	昭和 51 年度
		二中部室	64.00	昭和 53 年度
		二中部室	53.00	昭和 48 年度

No.	施設名	建物名	延床面積(m ²)	竣工年
43	東桂中学校	東中プール付属室	33.00	昭和 47 年度
		東中クラブハウス	75.00	昭和 54 年度
47	旧東桂学校給食センター	旧東桂学校給食センター	400.00	昭和 44 年度
51	都留市エコハウス	城南創庫	158.97	昭和 50 年度
64	都留市尾県郷土資料館	尾県郷土資料館	332.33	昭和 48 年
65	都留市商家資料館	商家資料館	262.49	大正 10 年
98	滝下浄水場	楽山ポンプ室	59.96	昭和 39 年
		塩素ボンベ収納庫	14.03	昭和 53 年
99	第4水源	ポンプ室	95.02	昭和 50 年
102	各簡易水道施設	北部簡易水道施設 取水ポンプ・滅菌機室	27.92	昭和 43 年
		宝南簡易水道施設 送水ポンプ室	7.28	昭和 54 年
		東部簡易水道施設 取水ポンプ・機械室	39.02	昭和 46 年
110	旧山口邸	旧山口邸	77.83	昭和 53 年度

(3) 避難所の指定状況

「避難所」とは、災害時に住居等が被災したり、その恐れがある方が、一時的に生活をするための建物です。

※印の付いている施設は、土砂災害警戒区域内に存在する施設であり、土砂災害が想定される場合には使用しません。

また、都留興譲館(谷村工業)高校は、現在工事中ですので、工事終了まで(H29年度末予定)は、谷村第一小学校を指定しています。

【表 3-14 都留市指定避難場所・避難所】

	避難場所	避難所
1	都留文科大学グラウンド※	都留市民総合体育館※
2	都留興譲館(谷村工業)高校校庭(県施設)	都留興譲館(谷村工業)高校(県施設)
3	都留市川棚営農指導センター※	都留市川棚営農指導センター※
4	谷村第一小学校校庭	谷村第一小学校
5	都留市下谷体育館駐車場	都留市下谷体育館
6	都留第二中学校校庭	都留第二中学校
7	都留市住吉球場	都留第一中学校
8	谷村第二小学校校庭	谷村第二小学校
9	都留文科大学附属小学校校庭※	都留文科大学附属小学校※
10	東桂小学校校庭	東桂小学校
11	東桂中学校校庭	東桂中学校
12	禾生第一小学校校庭	禾生第一小学校
13	禾生第二小学校校庭	禾生第二小学校
14	宝小学校校庭	宝小学校
15	都留市与縄営農指導センター※	都留市与縄営農指導センター※
16	旭小学校校庭	旭小学校体育館・校舎
17	市内全域及び福祉避難所のバックアップ	都留市まちづくり交流センター

(4) 土砂災害警戒区域、特別警戒区域の状況

本市では、山梨県が実施した基礎調査に基づき、急傾斜地 228(うち特別 226)、土石流 157(うち特別 117)、地滑り 1(うち特別 0)、計 386(うち特別 343)の区域を、土砂災害警戒区域として指定しており、平成 25 年 3 月、この土砂災害警戒区域を基本とした「都留市災害ハザードマップ」を作成しました。

○公共施設における指定状況

本市で保有する 111 施設のうち 49 施設が土砂災害警戒区域内(うち 14 施設は特別警戒区域)に建築されています。公共施設の新築時はもちろんのこと、大規模改修などを行う際には、土砂災害警戒区域の指定状況などを考慮し、長期的な安全性に配慮していかなければなりません。

【表 3-15 公共施設分類別の土砂災害警戒区域指定状況】

大分類	中分類	施設数	土砂災害警戒区域内施設数	うち特別警戒区域内施設数
行政系施設	庁舎等	2	1	1
	消防施設	1	0	0
	その他行政系施設	8	5	1
市民文化系施設	文化施設	2	1	1
	集会施設	19	12	2
学校教育施設	学校	11	3	1
	その他教育施設	5	2	0
スポーツ・レクリエーション系施設	スポーツ施設	10	4	1
	レクリエーション施設・観光施設	3	1	1
社会教育系施設	図書館	1	1	1
	博物館等	6	1	0
子育て支援施設	幼稚園・保育園・こども園	1	0	0
産業系施設	産業系施設	2	0	0
病院施設	病院施設	4	2	0
公営住宅	公営住宅	11	7	1
公園	公園	11	4	1
上水道施設	上水道施設	5	2	1
その他施設	その他施設	9	3	2
合計		111	49	14

【表 3-16 土砂災害特別警戒区域（レッドゾーン）内施設】

No.	施設名	所在地	施設延床面積(m ²)
2	いきいきプラザ都留	下谷 2516 番地 1	4935.99
8	宝生活改善センター	中津森 718 番地	229.01
12	都留市まちづくり交流センター	中央三丁目 8 番 1 号	3590.85
15	都留市川棚営農指導センター	川棚 809 番地	100.61
20	都留市小形山中谷集会所	川茂中谷 907 番地	127.52
35	都留文科大附属小学校	大野 396 番地	2677.00
49	都留市宝の山・ふれあいの里	大幡 5108 番地外	1412.85
60	都留市水沼グラウンド	朝日馬場 130 番地 1	16.52
86	中野団地	法能 2464 番地	1971.72
93	富士見坂公園	上谷一丁目 322 番地	—
102	上大幡簡易水道施設	大幡 2826-4	不明
104	ゆうきゅうの丘つる	下谷 2523 番地	766.94
110	旧山口邸	鹿留 1256 番地 3	77.83

【表 3-17 土砂災害警戒区域（イエローゾーン）内施設】

No.	施設名	所在地	施設延床面積(m ²)
4	盛里(朝日川)水防倉庫	朝日馬場 259 番地 2	33.05
5	鹿留水防倉庫	鹿留 917 番地 1	33.05
7	大幡川水防倉庫	中津森 515 番地	25.60
10	盛里生活改善センター	朝日馬場 309 番地	229.54
14	都留市与縄営農指導センター	盛里 134 番地の 1	100.60
16	都留市三吉地区転作促進センター	法能 1139 番地	124.22
17	都留市鷹の巣集会所	つる五丁目 13 番 15 号	134.32
19	都留市加畑集会所	加畑 231 番地の 4	49.69
23	都留市宝公民館	中津森 718 番地	127.61
24	都留市盛里公民館	朝日馬場 309 番地	123.29
25	都留市上大幡公民館	大幡 4201 番地の 1	265.10
26	都留市ふるさと会館	中央三丁目 9 番 3 号	1634.30
27	旧中央学校給食センター	小野 321 番地 1	1077.86
30	宿公民館	田野倉 566 番地	147.93
39	禾生第二小学校	小形山 753 番地	3271.00
41	都留第一中学校	大野 52 番地 5	5741.99
45	深田教員住宅	下谷二丁目 1 番 28 号	684.00

No.	施設名	所在地	施設延床面積(m ²)
46	大幡教員住宅	大幡 2333 番地	842.22
56	都留市民総合体育館	田原三丁目 8 番 36 号	4040.03
57	都留市民プール	田原三丁目 1656 番の 4	629.00
58	都留市テニスコート	四日市場 750 番地	7.29
72	市立病院・介護老人保健施設	つる五丁目 1 番 55 号	11013.46
77	田野倉団地	田野倉 1275 番地	2848.82
78	蒼竜峡団地	十日市場 900 番地	4860.94
80	権現原団地	小野 1310 番地	4825.38
81	朝日団地	朝日馬場 135 番地 1	4181.01
83	井倉団地	井倉 708 番地	7339.48
85	古渡団地	鹿留 2122 番地	5199.60
87	仲町公園	中央三丁目 1709-1	6.17
89	玉川公園	玉川 637 番地	10.9
97	宿農村公園	田野倉 1031 番地の 1	—
99	第 4 水源	下谷 2809 番地 13	230.68
102	境簡易水道施設	境 345-2	不明
103	埋蔵文化財整理作業所	田野倉 1330 番地	49.58

(5) 指定管理者制度の導入状況

指定管理者制度は、住民が直接利用する「公の施設」の管理運営を、複数年度にわたり民間の法人やその他の団体に任せることで、多様化する住民ニーズに対し、より効果的・効率的に対応し、住民サービスの向上と経費の節減等を図ることを目的とした制度です。本市では、平成18年度から「都の杜うぐいすホール」や「都留戸沢の森和みの里」などの施設にこの制度を導入しています。市は現場感覚と客観性を持ちつつ、公共サービスの水準を維持するための履行確認・改善指示・監視を行います。

なお、※印の集会所については、指定期間終了後に管理している自治会等に移管する予定です。

【図 3-18 指定管理者制度を導入している公共施設一覧】

	施設名	団体名	指定期間
1	都留市宝緑地広場	(株)都留市観光振興公社	H28.3.31 まで
2	都留戸沢の森和みの里 (月待ちの湯・一位の宿など)	(株)都留市観光振興公社	H28.3.31 まで
3	都留市鹿留緑地広場	(株)都留市観光振興公社	H28.3.31 まで
4	都留市在宅老人 デイサービスセンター	(福)都留市社会福祉協議会	H27.3.31 まで (次期 H28.4.1 ~ H30.3.31)
5	都の杜うぐいすホール	(財)都留楽友協会	H27.3.31 まで (次期 H27.4.1 ~ H32.3.31)
6	宿農村公園	田野倉自治会	H28.3.31 まで
7	都留市小形山地域集会所※	小形山自治会	H29.3.31 まで
8	都留市鷹の巣集会所※	鷹の巣自治会	H29.3.31 まで
9	都留市加畑集会所※	加畑自治会	H29.3.31 まで
10	都留市与縄営農指導センター※	与縄区	H29.3.31 まで

	施設名	団体名	指定期間
11	都留市川棚営農指導センター※	川棚自治会	H29.3.31 まで
12	都留市三吉地区転作促進センター※	宮原自治会	H29.3.31 まで
13	都留市大津集会所※	大津自治会	H29.3.31 まで
14	都留市小形山中谷集会所※	小形山中谷常会	H29.3.31 まで
15	都留市朝日曾雌集会所※	曾雌区	H29.3.31 まで

第4章 公共施設等の更新と財政上の課題

1. 将来費用の試算

将来費用の試算については、財団法人 地域総合整備財団が作成した公共施設更新費用推計ソフトを活用しています。現在保有する公共施設等を、同じ面積、延長等で更新すると仮定して試算します。

(1) 公共施設

①将来費用の試算方法

○更新（建替え）について

更新までの年数については、標準的な年数とされる（日本建築学会「建築物の耐久計画に関する考え方」）とされる60年としました。更新には、設計、施工と複数年度に渡り費用がかかることを考慮し、単年度に負担が集中しないよう更新期間を3年間とし、この3年間に更新費用を分散しています。また、試算時点で更新年数を既に経過し、更新しなくてはならないはずの施設が更新されずに残されている場合は、単年度で費用が集中しないよう、10年間に費用を分散しています。

○大規模改修について

大規模改修までの年数については、建物付属設備（電気設備、昇降機設備等）及び配管の耐用年数が概ね15年であることから、これらの2回目の改修である建築後30年で建築物の大規模改修を行うこととしました。改修期間は2年間、既に改修実施年数を過ぎている場合は10年間に、それぞれ費用を分散しています。

○単価について

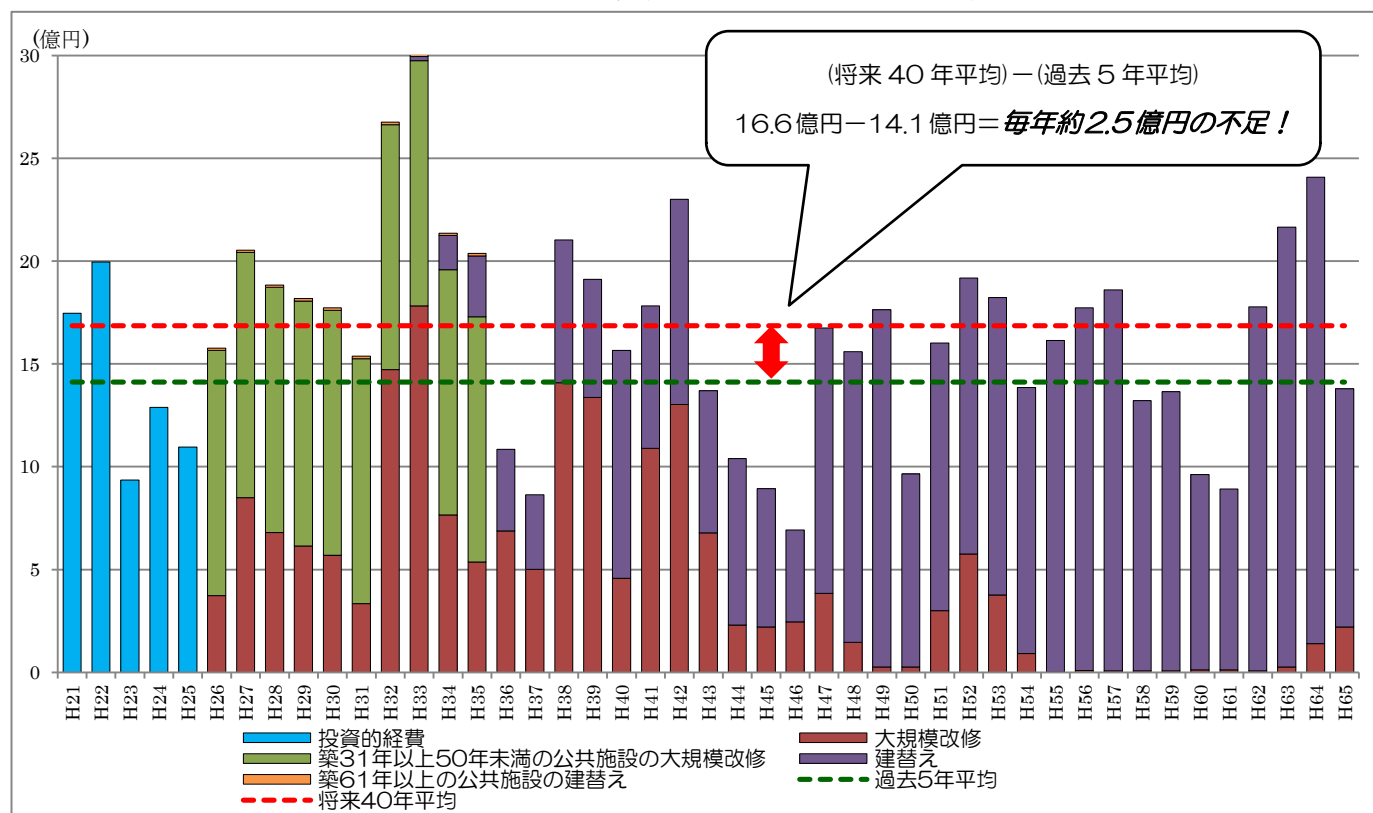
単価については、公共施設の建築物の種類により建物構造等が異なることから、できる限り現実に即したものにするために、既に更新費用の試算に取り組んでいる地方公共団体の調査実績、設定単価等を基に設定しました。

【表 4-1 公共施設の更新及び大規模改修の単価】

大分類	更新費用	大規模改修費用
行政系施設、市民文化系施設、社会教育系施設、産業系施設	40万円/㎡	25万円/㎡
スポーツ・レクリエーション系施設、その他施設	36万円/㎡	20万円/㎡
学校教育系施設、子育て支援施設、公園	33万円/㎡	17万円/㎡
公営住宅	28万円/㎡	

②将来費用の試算結果

【図 4-2 公共施設の大規模修繕及び更新にかかる将来費用の試算】



【表 4-3 公共施設の 10 年ごとの大規模改修と更新にかかる将来費用と不足額】

更新期間	合計費用	年度あたり平均費用	H21～H25 の平均費用 約 14.1 億円から見た不足額	不足額 合計
H26～H35	約 205.0 億円	約 20.5 億円	年約 6.4 億円の不足	約 64.0 億円
H36～H45	約 149.2 億円	約 14.9 億円	年約 0.8 億円の不足	約 8.2 億円
H46～H55	約 150.0 億円	約 15.0 億円	年約 0.9 億円の不足	約 9.0 億円
H56～H65	約 159.1 億円	約 15.9 億円	年約 1.8 億円の不足	約 18.1 億円
合計	約 663.3 億円	約 16.6 億円	年約 2.5 億円の不足	約 99.3 億円

公共施設にかかる将来費用の試算を見ると、平成 26 年度からの 10 年間は、大規模改修にかかる経費が目立ち、平成 34 年頃からは、建替えにかかる経費が徐々に目立ち始め、毎年のように多額の経費がかかってくるのが分かります。また、多くの年で平成 21 年度から平成 25 年度投資的経費決算額の平均（約 14.1 億円）である緑の線を上回っています。将来 40 年間の更新費用の総額は約 663.3 億円、年平均約 16.6 億円となり、直近 5 年平均の約 14.1 億円を基準とすると、毎年平均で約 2.5 億円、40 年間で約 99.3 億円の不足額が生じる試算結果となります。

(2) 道路

①将来費用の試算方法

道路については、路線ごとに一度に整備するものではなく、区画ごとに整備していくため、年度別に把握することは困難です。そのため、現在の道路総面積を舗装部分の更新の耐用年数（15年と設定）で割ったものを、1年間の舗装部分の更新量と仮定します。耐用年数については、平成17年度国土交通白書による舗装部分の耐用年数10年と、一般的な供用寿命の12～20年のそれぞれの年数を踏まえ15年としています。

○単価について

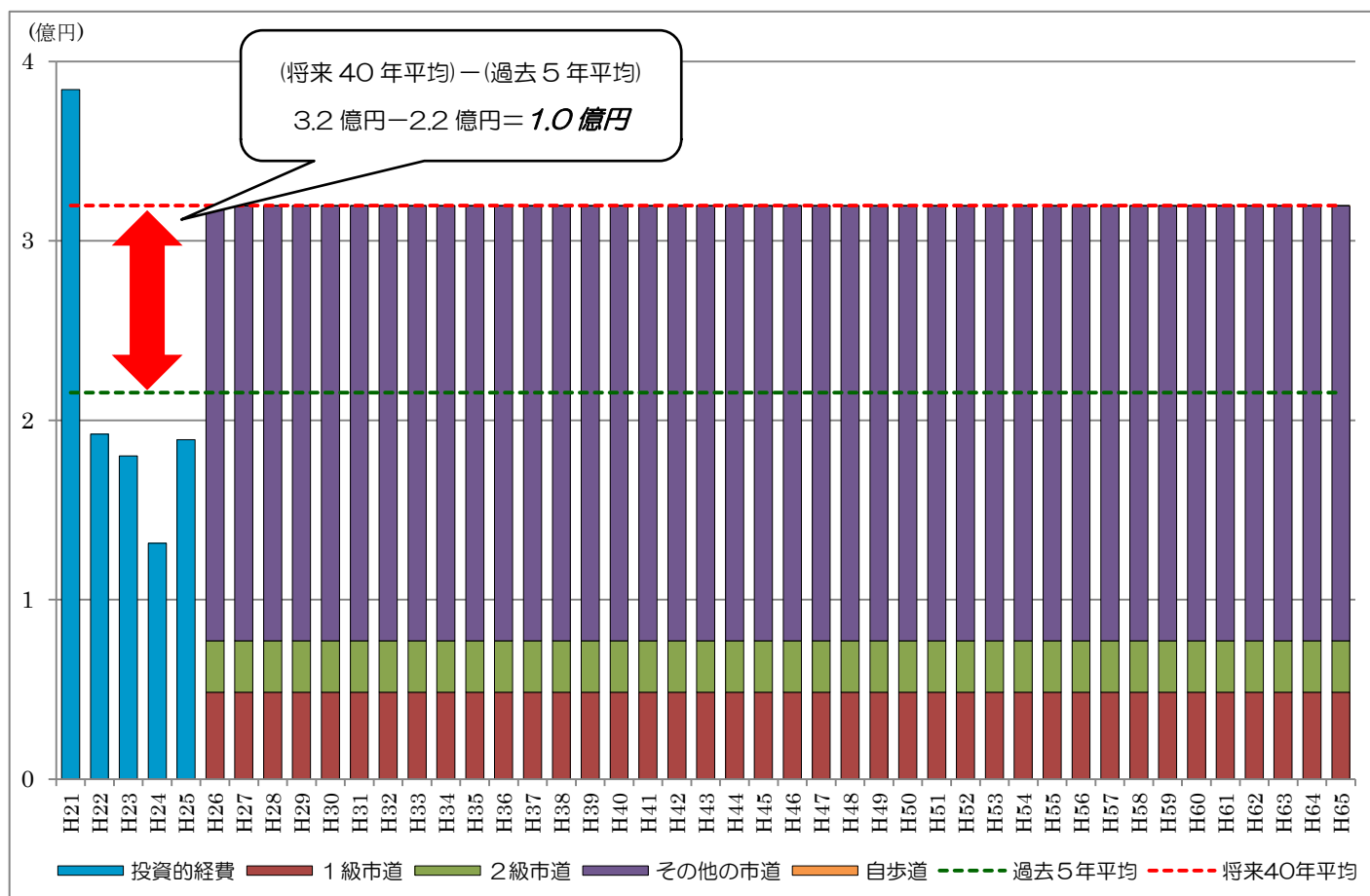
一般道路の更新単価については、「道路統計年報2009」（全国道路利用者会議）で示されている平成19年度の舗装補修事業費（決算額）を舗装補修事業費で割って算定されたものから設定しています。自転車歩行者道は、一般的に通常の車道の舗装版厚の半分程度であることを踏まえ、道路単価に道路打換え工の㎡単価（土木工事費積算基準単価）の比率を乗じたものを単価として設定しました。

【表 4-4 道路更新単価】

一般道路	4,700 円/㎡
自転車歩行者道	2,700 円/㎡

②将来費用の試算結果

【図 4-5 道路の更新にかかる将来費用の試算】



【表 4-6 道路の更新にかかる将来費用と不足額】

更新期間	合計費用	年度あたり平均費用	H21~H25の平均費用 約2.2億円から見た不足額	不足額 合計
合計	約127.9億円	約3.2億円	年約1.0億円の不足	約39.9億円

道路の将来費用の試算については、道路の総面積を耐用年数の15年で割ったものを1年間の更新量と仮定しているため、上記のような一定のグラフになります。建物と同様に、平成21年度から平成25年度投資的経費決算額の平均（約2.2億円）が緑色の線ですが、毎年約1.0億円上回ってしまっていることが分かります。

(3) 橋梁

①将来費用の試算方法

橋梁については、更新年数経過後に現在と同じ面積等で更新すると仮定し、構造別年度別面積に対し、それぞれの更新費用を乗じることにより更新費用を試算します。更新までの年数は、法定耐用年数の60年とし、更新年数を既に経過し、更新しなくてはならないはずの橋梁が更新されずに残っている場合には、5年間に費用を分散しています。また、構造が鋼橋であるものは鋼橋で更新しますが、それ以外の構造の場合はPC（プレストレスト・コンクリート）橋として更新していくことが一般的のため、これを前提としています。

○更新単価について

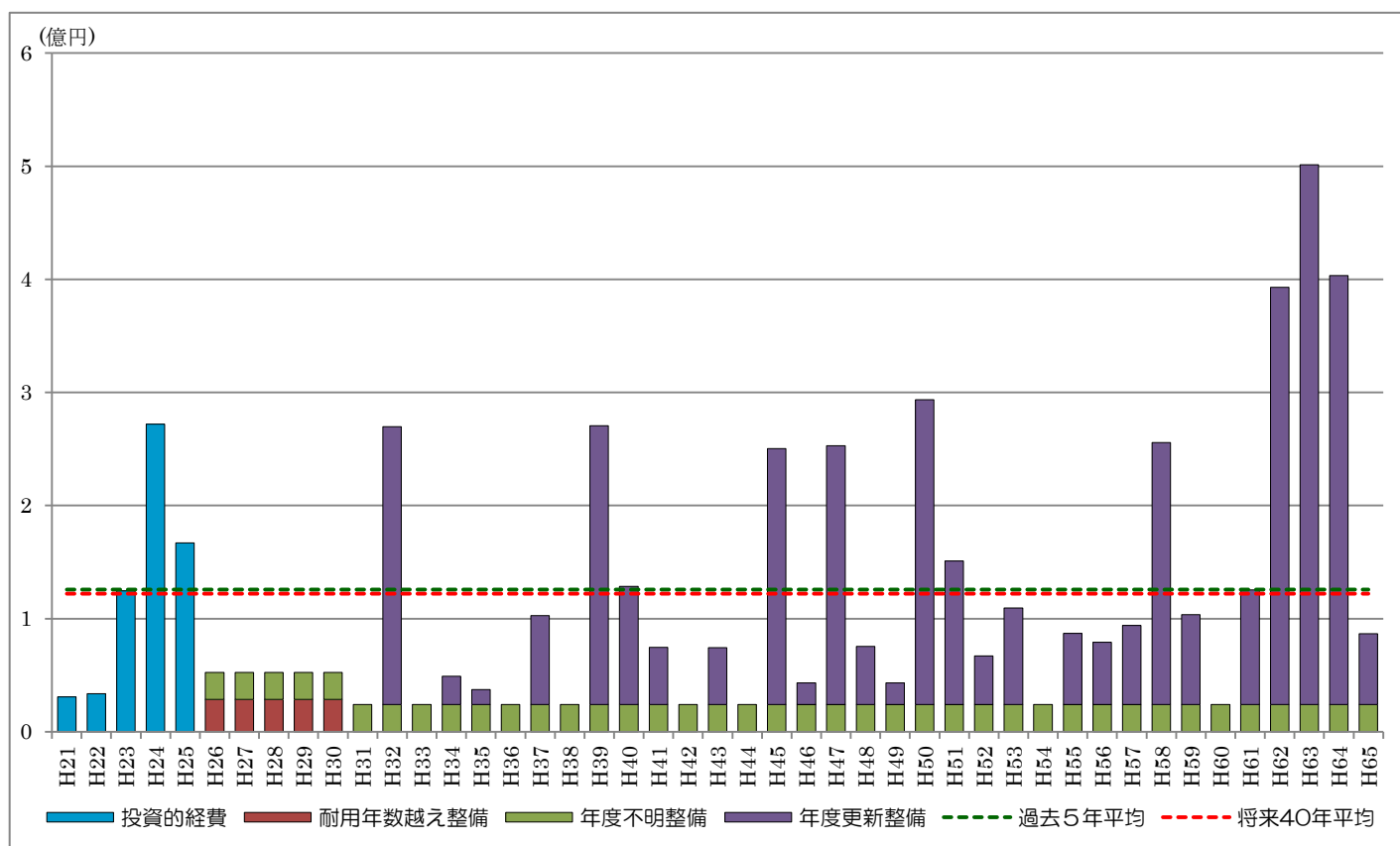
道路橋の工事実績（道路橋年報）より、更新単価を設定しました。

【表 4-7 橋梁更新単価】

鋼橋	500 千円/m ²
PC橋、RC橋、石橋、木橋、その他	425 千円/m ²

②将来費用の試算結果

【図 4-8 橋梁の更新にかかる将来費用の試算】



【表 4-9 橋梁の 10 年ごとの更新にかかる将来費用と不足額】

更新期間	合計費用	年度あたり平均費用	H21～H25 の平均費用 約 1.2 億円から見た不足額	不用額 合計
H26～H35	約 6.7 億円	約 0.7 億円	—	—
H36～H45	約 10.0 億円	約 1.0 億円	—	—
H46～H55	約 11.5 億円	約 1.2 億円	—	—
H56～H65	約 20.7 億円	約 2.1 億円	年約 0.9 億円の不足	約 8.7 億円
合計	約 48.8 億円	約 1.2 億円	—	—

橋梁の将来費用の試算をみると、今後 40 年の更新費用総額は約 48.8 億円、年平均約 1.2 億円となります。平成 21 年度から平成 25 年度投資的経費決算額の平均（約 1.2 億円）とほとんど変わらないため、それほど問題にはならないように感じます。しかし、大きく突出している年度も多くあり、これらの年度には多額の財政負担を強いられてしまいます。年度間の差を少なくし、計画的な整備を進め、財政負担の平準化を図っていく必要があります。

(4) 上水道施設

①将来費用の試算方法

上水道については、更新年度経過後に現在と同じ延長等で更新すると仮定し、管径別年度別延長にそれぞれの更新費用を乗じることにより試算します。更新までの年数は法定耐用年数の40年とし、更新年数を既に経過し、更新しなくてはならないはずの管が更新されずに残っている場合には、5年間に費用を分散しています。また、消火栓管・バイパス管・ドレーン管などは全て配水管と同等の条件で試算します。

○単価について

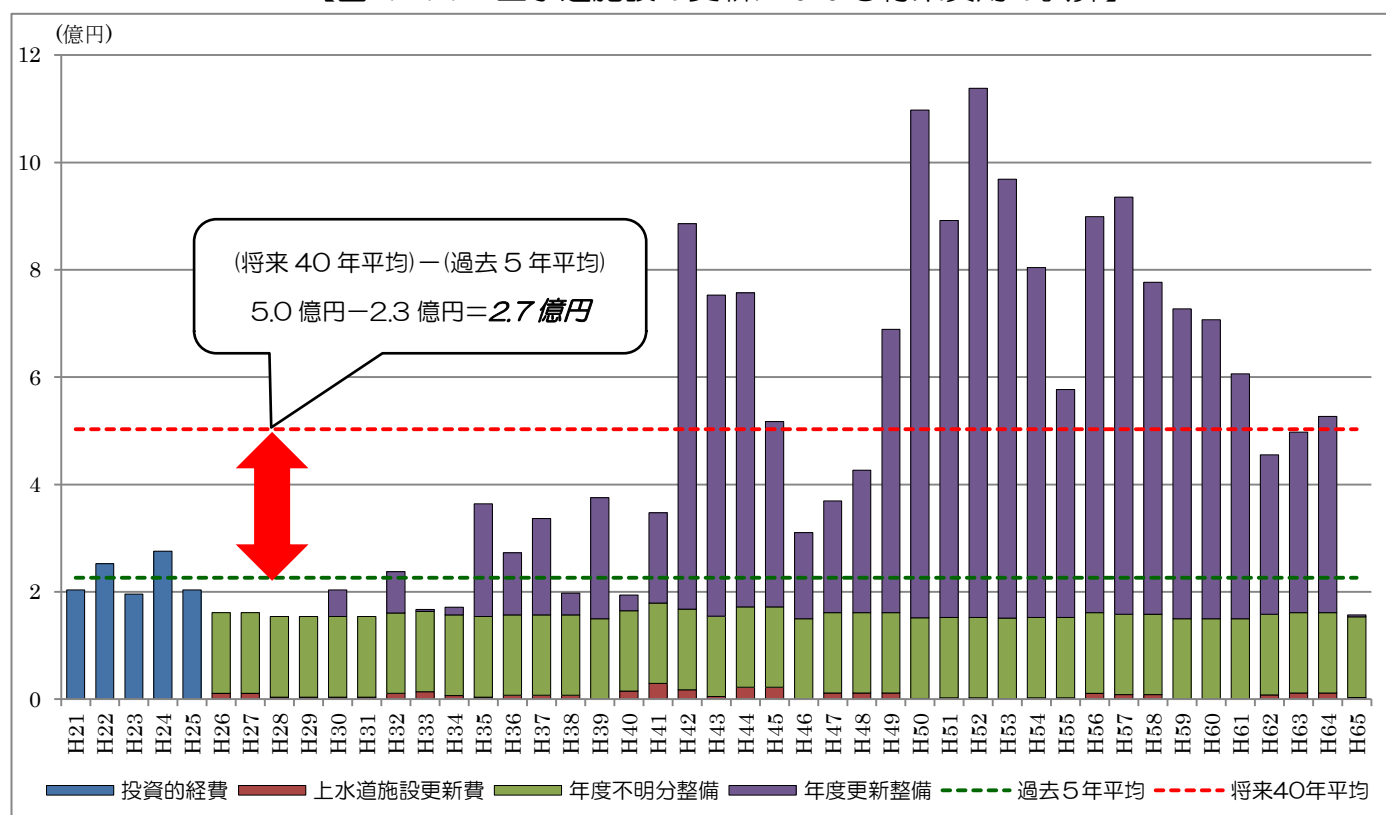
流域別下水道整備総合計画調査指針と解説（H20.9）に示された管路の費用関数等により設定しました。

【表 4-10 上水道更新単価】

導水管、送水管・300mm未満	100千円/m
導水管、送水管・300～500mm未満	114千円/m
配水管・50～150mm以下	97千円/m
配水管・150～200mm以下	100千円/m
配水管・200～250mm以下	103千円/m
配水管・250～300mm以下	106千円/m

②将来費用の試算結果

【図 4-11 上水道施設の更新にかかる将来費用の試算】



【表 4-12 上水道施設の10年ごとの更新にかかる将来費用と不足額】

更新期間	合計費用	年度あたり平均費用	H21～H25の平均費用 約2.3億円から見た不足額	不足額 合計
H26～H35	約19.3億円	約1.9億円	—	—
H36～H45	約46.4億円	約4.6億円	年約2.3億円の不足	約23.4億円
H46～H55	約72.7億円	約7.3億円	年約5.0億円の不足	約49.7億円
H56～H65	約62.9億円	約6.3億円	年約4.0億円の不足	約39.9億円
合計	約201.3億円	約5.0億円	年約2.7億円の不足	約109.3億円

上水道施設の将来費用の試算をみると、施工年度不明なものが多いことから、緑色の「年度不明分整備」にかかる費用だけでも、毎年度かなりの負担になることが分かります。また平成42年度あたりから、一斉に水道管の更新時期を迎え、毎年度膨大な更新費用が必要になることがはっきりと分かります。平成21年度から平成25年度投資的経費決算額の平均（約2.3億円）に対して約5倍必要な年度もあり、計画的な老朽管の整備を進めていく必要があります。

(5) 下水道施設

①将来費用の試算方法

下水道施設については、更新年数経過後に現在と同じ延長で更新すると仮定し、管径別年度別延長に、それぞれの更新費用を乗じることにより、更新費用を試算します。更新年数は法定耐用年数の50年としています。

また、第3章に掲載したとおり、本市の下水道普及率は27.6%であり、他の公共施設等の事業とは違い、今後も継続的な投資が確実に必要となります。そのため更新費用の推計に加えて、平成26年度から平成55年度までの30年間は、新規整備額として年3億円を要するものと設定し、平成56年度から平成65年度までの10年間は年5千万円の新規整備額を要するものと設定します。

○単価について

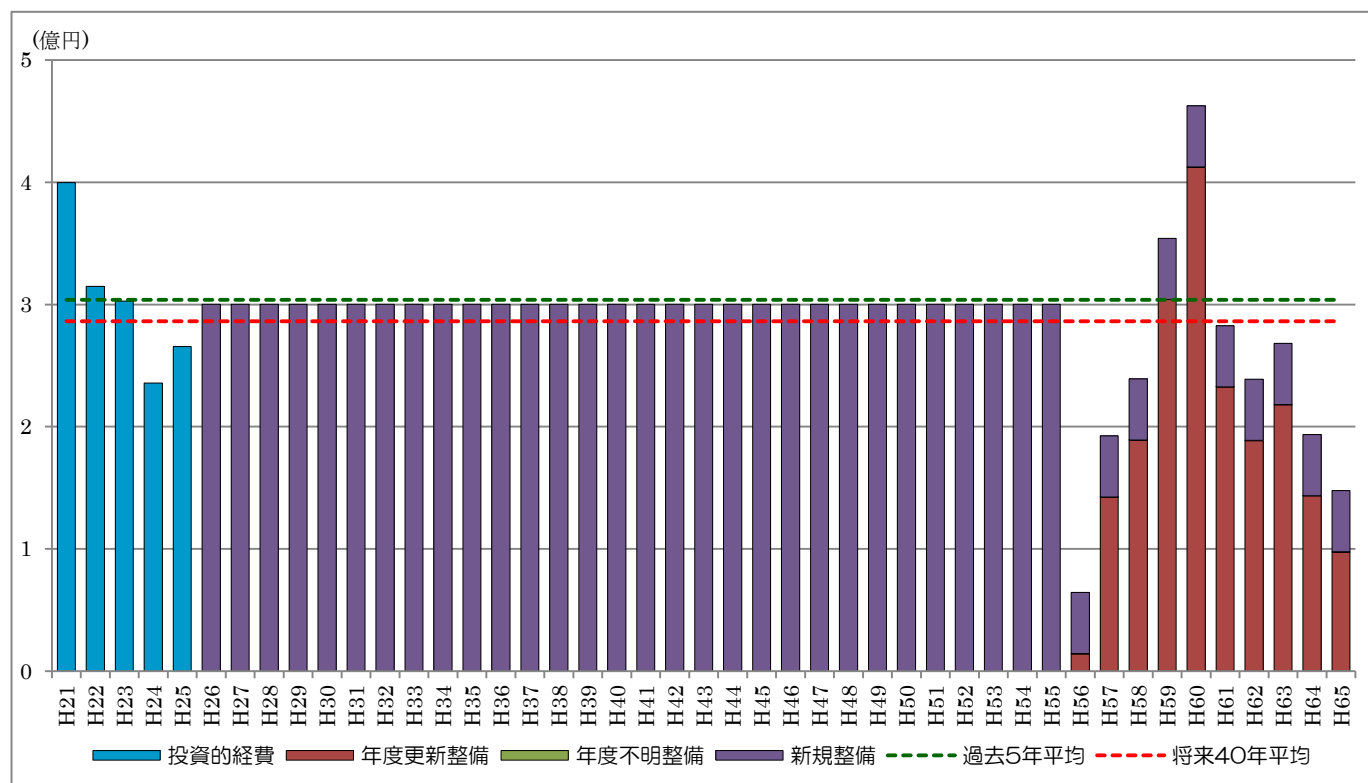
流域別下水道整備総合計画調査指針と解説（H20.9）に示された管路の費用関数等により設定しました。

【表 4-13 下水道の更新単価】

管径～250mm	61 千円/m
管径 251～500mm	116 千円/m
管径 501～1000mm	295 千円/m

②将来費用の試算結果

【図 4-14 下水道施設の更新にかかる将来費用の試算】



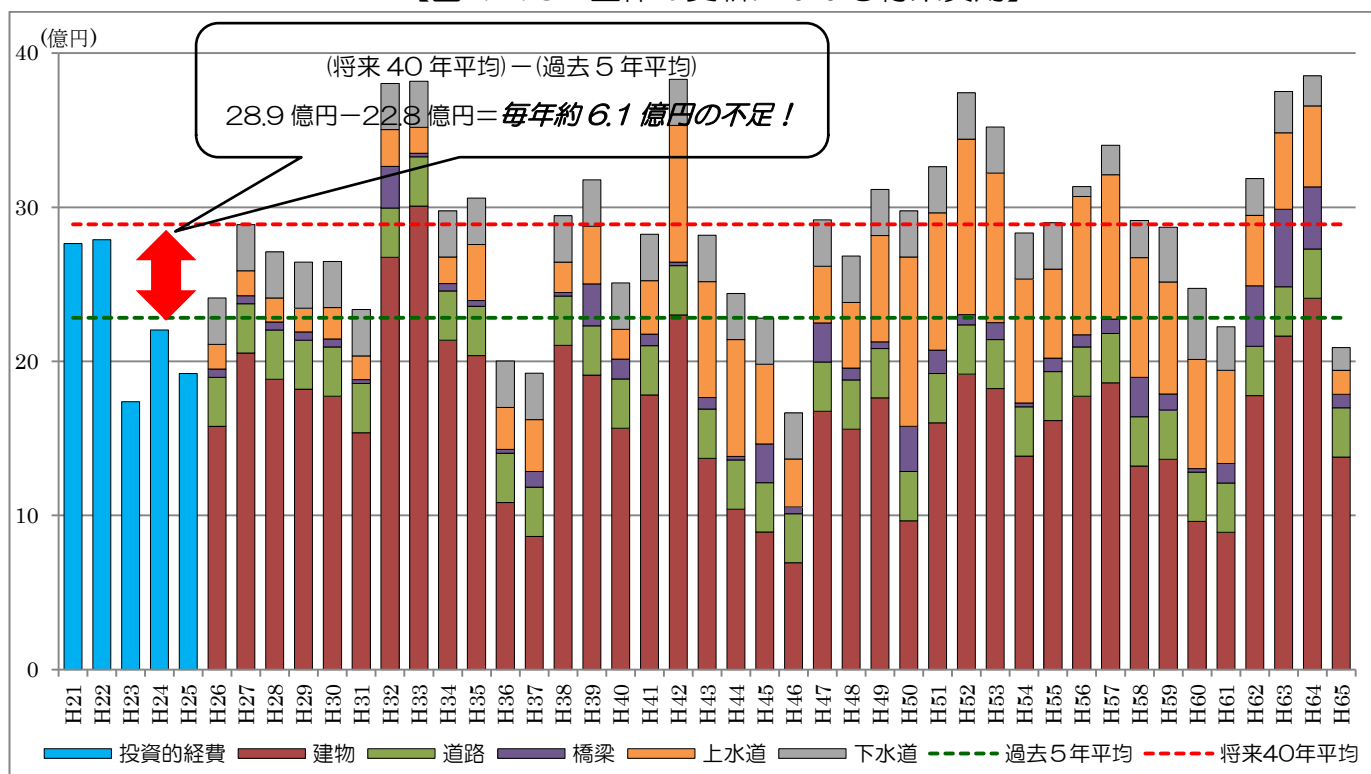
【表 4-15 下水道施設の 10 年ごとの更新にかかる将来費用と不足額】

更新期間	合計費用	年度あたり平均費用	H21～H25 の平均費用 約 2.3 億円から見た不足額
H26～H35	約 30 億円	約 3.0 億円	—
H36～H45	約 30 億円	約 3.0 億円	—
H46～H55	約 30 億円	約 3.0 億円	—
H56～H65	約 24.4 億円	約 2.4 億円	—
合計	約 114.5 億円	約 2.9 億円	—

下水道に関しては、市内下水道普及率がまだ 27.6%（平成 25 年度末の下水道整備状況について（国土交通省HP）より）であり、現在も新規整備を進めています。試算条件が 50 年で更新を想定しており、一番古い管でも平成 6 年度施工のものであるため、試算上、更新費用が必要になるのは平成 56 年度以降となります。しかし、今後も整備を進めていくうえで、平成 26 年度から平成 55 年度の間も、新規整備の費用や、修繕費などは確実に必要になります。長期的な視点に立ち、計画的な整備を進めていかなければなりません。

⑥ 全体

【図 4-16 全体の更新にかかる将来費用】



【表 4-17 全体の 10 年ごとの更新にかかる将来費用と不足額】

更新期間	合計費用	年度あたり平均費用	H21～H25 の平均費用 約 22.8 億円から見た不足額	不足額 合計
H26～H35	約 293.0 億円	約 29.3 億円	年約 6.5 億円の不足	約 65.0 億円
H36～H45	約 267.5 億円	約 26.8 億円	年約 4.0 億円の不足	約 39.5 億円
H46～H55	約 296.2 億円	約 29.6 億円	年約 6.8 億円の不足	約 68.2 億円
H56～H65	約 299.0 億円	約 29.9 億円	年約 7.1 億円の不足	約 71.0 億円
合計	約 1155.6 億円	約 28.9 億円	年約 6.1 億円の不足	約 243.6 億円

公共施設とインフラを合わせた全体の状況を見ると、どの年度においても公共施設にかかる費用が目立ちますが、平成 42 年度頃から急激に上水道施設に係る費用が増えることもあり、インフラにかかる費用が全体費用を押し上げる形になっています。

年度ごとでも大きなばらつきがあり、試算上、最小の平成 46 年度が約 16.7 億円であるのに対し、最大の平成 64 年度は約 38.5 億円となっています。

平成 21 年度から平成 25 年度投資的経費決算額の平均（約 22.8 億円）に対して、年約 6.1 億円、40 年間で約 243.6 億円の不足額が生じる試算結果となります。

第5章 公共施設白書から見える課題

1. 公共施設等における課題

(1) 公共施設等の老朽化と更新需要の増大

本市の公共施設については、昭和 50 年から平成 12 年頃にかけて大規模な整備が進められてきましたが、平成 25 年度末時点で約 43%の建物が築 30 年以上経過しており、10 年後には約 70%に達します。試算上ではありますが、今度 10 年間に大規模改修が集中し、平成 34 年頃からは一斉に更新(建替え)需要が始まります。

道路や橋梁などのインフラに関しても、上水道施設の更新にかかる将来費用が顕著になっていますが、年々、費用は増大する傾向となっています。

このように、今後確実に訪れる公共施設等の老朽化と更新需要の増大に対応する必要があります。

(2) 世代構成や社会情勢の変化によるニーズの変化

第一章にもあるとおり、本市の人口は既に減少に転じており、少子高齢化が進行しています。このような世代構成や社会情勢の変化に伴って、公共施設へのニーズは変化しており、また今後も変化していくことが予想されます。

本市においても、公共施設の利用状況をみると、利用者の少ない施設も存在していることが現状です。

時代の変化に合わせて、施設規模や用途の見直し、既存の公共施設の有効活用などを検討していく必要があります。

(3) 公共施設等に充当できる財源の限界

本市の財政状況は、人口減少などの影響により、歳入の根幹である市税収入の大きな伸びが期待できないことや、扶助費(福祉や社会保障関係経費)の増加傾向などにより、今後も予断を許さない状況が予想されます。

このような財政状況を考慮すると、将来的にも公共施設等の整備更新などに充当できる投資的経費は限られ、大幅に増えるという見込みはありません。公共施設だけではなく、インフラの整備も含め、全体のバランスを考慮し、各分野において計画的な整備を進めなければなりません。

また、整備された公共施設等の機能を適切に保つためには、維持管理や運営にかかる経常的な経費も毎年度必要となります。

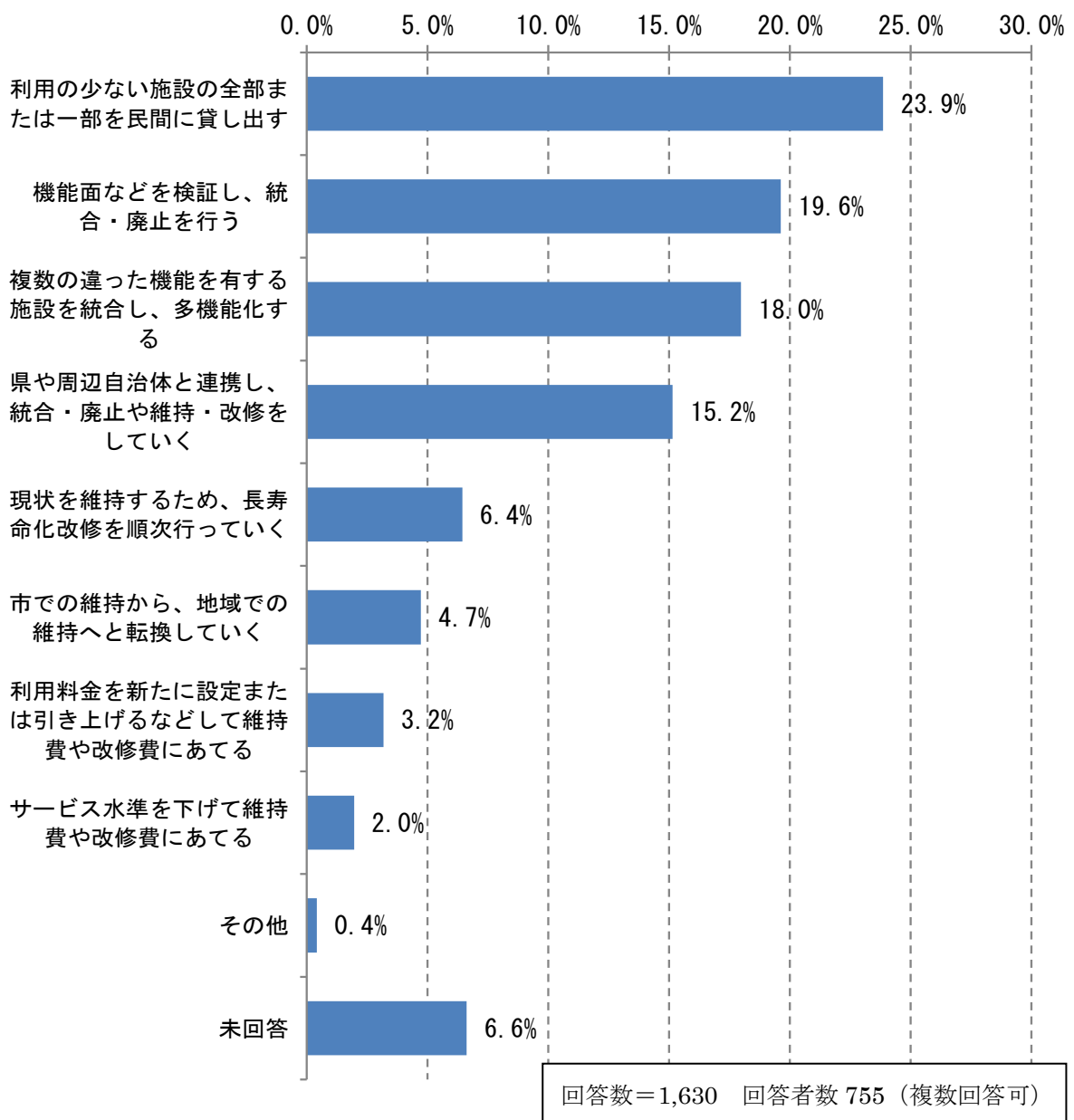
このように、公共施設等の整備更新や維持管理に充当できる財源には限界があることを前提に公共施設等の在り方を検討する必要があります。

2. 公共施設の再編に関するアンケート結果

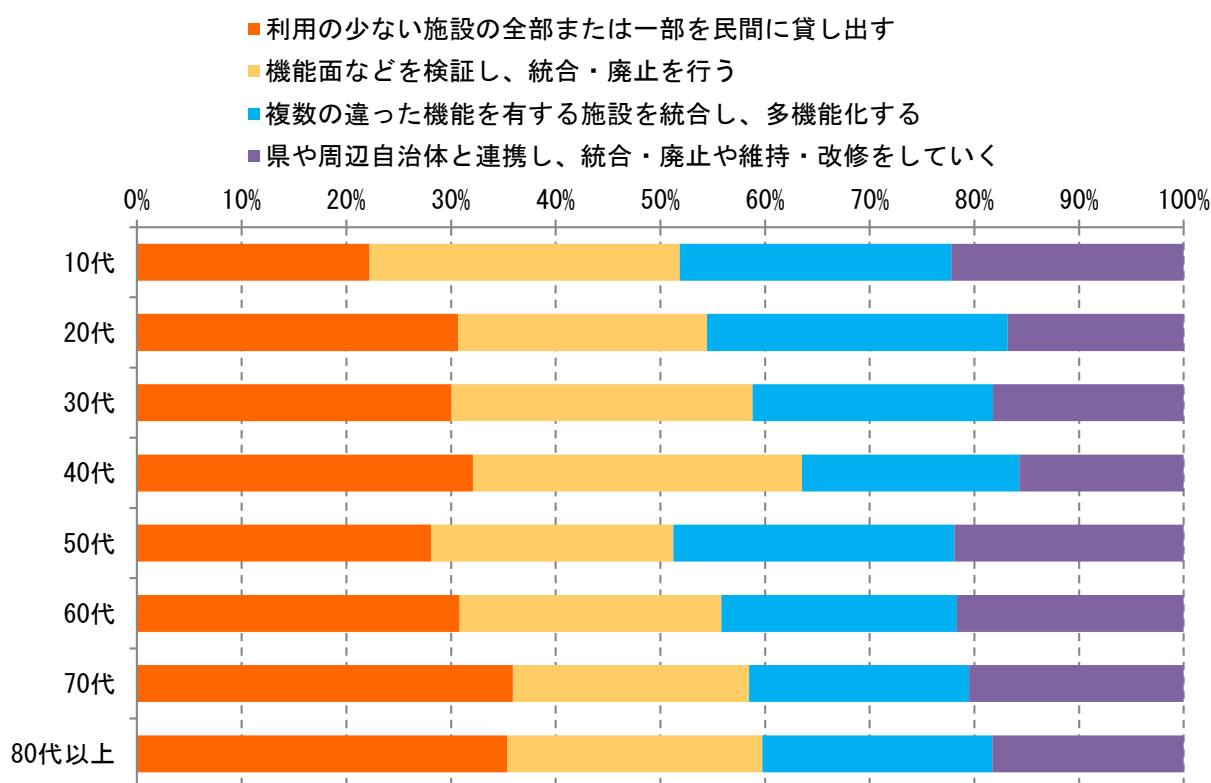
平成28年度より新たにスタートする「第6次長期総合計画」の策定にあたり、現在本市が置かれている状況を的確に把握するため、また、「第5次都留市長期総合計画」の評価・検証に資するため、無作為に抽出した市民を対象とした意識調査を実施しました。

その中で、公共施設の再編に進め方に対する考えを問いました。

問. 公共施設の再編をどのようにすすめていけばよいと思いますか。



前頁のように、「公共施設の再編をどのように進めていけばよいか」を尋ねたところ、「利用の少ない施設の全部、または一部を民間に貸し出す」が23.9%、「機能面などを検証し、統合・廃止を行う」が19.6%、「複数の違った機能を有する施設を統合し、多機能化する」が18.0%となりました。一方、「サービス水準を下げても維持費や改修費にあてる」(2.0%)、「使用料金を新たに設定または引き上げるなどして維持費や改修費にあてる」(3.2%)は下位となり、利用料金体系やサービス水準は現行のまま、効率的な運用や統廃合をしていくことを望む結果となりました。



公共施設などの再編についての設問で、上位4つまでの回答を年齢別に集計しました。これによると、「利用の少ない施設の全部、または一部を民間に貸し出す」の割合が高いのは70～80代の方であり、世代が若くなるにつれ、「機能面などを検証し、統合・廃止を行う」とほぼ同じ割合となっていることがわかります。また、若い世代では「複数の違った機能を有する施設を統合し、多機能化する」の割合も高くなっています。

また、この割合は、地域別で集計するとほとんど差異がないことがわかっています。

3. 今後の取組（公共施設等総合管理計画）について

本白書については、「平成 26 年度 市政運営の基本方針と重点事業」に掲げ、全庁的な取組として策定を進めてきました。

平成 27 年度に策定を予定している「公共施設等総合管理計画」については、この本白書で集計したデータや分析結果及び市民アンケート結果を基礎データとして活用し、必要に応じて更なる調査や、詳細なデータ分析を行うことにより、公共施設等の総合的かつ計画的な管理の推進に資することを目的として策定します。

また公共施設等の総合的かつ計画的な管理の推進にあたっては、各所管における個別の管理計画との整合性を図りながら、公共施設等全体における計画的な整備更新と維持管理、資産の有効活用を図ることを目指します。

○平成 26 年度策定

I 公共施設等の実態把握

- ・老朽化の状況や利用状況をはじめとした公共施設等の状況
- ・総人口や年代別人口についての今後の見通し
- ・公共施設等の維持管理・更新等に係る中長期的な経費の見込 等

公共施設白書

○平成 27 年度策定予定

II 公共施設等の総合的かつ計画的な管理に関する方針

- ・計画期間
- ・全庁的な取組体制の構築及び情報管理、共有方策
- ・現状や課題に関する基本認識
- ・公共施設等の管理に関する基本的な考え方
 - ①点検、診断等の実施方針
 - ②維持管理、修繕、更新等の実施方針
 - ③安全確保の実施方針 等
- ・フォローアップの実施方針 等

公共施設等総合管理計画

III 再配置計画の策定（担当課）

IV 計画実行

